



東久留米市第3次 特別支援教育推進計画

令和7年1月
東久留米市教育委員会

はじめに

東久留米市教育委員会は、「東久留米市教育委員会教育目標」、「東久留米市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」並びに「東久留米市教育振興基本計画」に基づき、平成27年10月に「東久留米市特別支援教育推進計画」を策定し、東久留米市における特別支援教育の充実に向けた具体的な取組を実施してまいりました。

令和4年2月には、「東久留米市第2次特別支援教育推進計画」を策定し、相談体制の充実、指導・支援体制の充実、関係機関との情報共有など、障害の有無にかかわらず、すべての子どもたちが豊かに暮らすことのできる社会の実現を目指し、取組を進めてまいりました。

令和6年1月に策定された「東久留米市第3次教育振興基本計画」では、「I 子どもの未来を育む学校教育」の中で、特別支援教育の充実を基本施策の一つとし、「特別な支援を要する児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援の充実」「個々の児童・生徒の実態に応じたきめ細やかな指導」「切れ目のない指導・支援体制の整備・充実」などを記しています。

一方で、障害者権利条約の批准・発効や、障害者基本法をはじめとする国内法の整備など、障害者を取り巻く環境は大きく変わっています。また、GIGAスクール構想、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行など、社会を取り巻く状況も大きく変化しています。

こうした多様化・複雑化する社会状況を踏まえ、すべての学びの場における切れ目のない特別支援教育の充実に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育を一層充実させる必要があります。また、合理的配慮やインクルーシブ教育システム構築の視点から、特別支援学級や特別支援教室の在り方や一人ひとりに寄り添った相談体制の充実を図るとともに、就学前機関と小・中学校、都立特別支援学校との連携を充実させながら、地域に向けた理解啓発なども、更に進めていくことが重要です。

本計画は、前述した特別支援教育に関わる内外の動向を踏まえて、今後5年間で東久留米市の特別支援教育をさらに推進するため、取り組むべき施策を示したものです。また、本計画の策定にあたっては、パブリックコメントに加え、関係児童・生徒や保護者のアンケートを実施し、広くご意見を求めてまいりました。

本計画の推進により、本計画の基本理念である「共生社会の実現」がなされるよう、教育行政や学校関係者のみならず、児童・生徒及び保護者の皆様、広く市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和7年1月

東久留米市教育委員会

目 次

はじめに

第一部 東久留米市特別支援教育推進計画のこれまでの取組	……	1
第1章 特別支援教育推進の背景	……	2
1.国の主な動向	……	2
2.東京都の主な動向	……	3
3.東久留米市の主な取組	……	3
4.特別支援教育に関わる児童・生徒数	……	5
第2章 第2次計画の取組の主な成果	……	6
【指針1】教育的ニーズに応じた切れ目のない指導・支援体制の充実	……	6
【指針2】一人一人の子どもの特性に応じた質の高い教育活動の推進	……	7
【指針3】共生社会の実現に向けた、家庭や地域との連携	……	8
第3章 特別支援学級・特別支援教室・通級学級の児童・生徒及び保護者アンケート結果	……	9
1.調査概要	……	9
2.回答内容	……	10
3.結果総括	……	23
第4章 第3次計画の策定に向けて	……	27
第二部 東久留米市第3次特別支援教育推進計画の基本的な考え方	……	28
第1章 推進計画の基本的な考え方	……	29
1.基本理念『共生社会の実現』	……	29
2.計画期間	……	29
3.計画体系図	……	30
第2章 施策と具体的な取組	……	31
1.「6つの推進プラン」の目標	……	31
2.「6つの推進プラン」の内容	……	32
〔推進プラン1〕 相談事業の充実	……	32
〔推進プラン2〕 特別支援教育の校内支援体制の充実	……	33
〔推進プラン3〕 交流及び共同学習の推進	……	34
〔推進プラン4〕 通常の学級における多様な教育的ニーズのある児童・生徒への指導力の向上	……	35
〔推進プラン5〕 個々の教育的ニーズに応じた多様な教育環境の整備	……	37
〔推進プラン6〕 地域や関係機関と連携した支援体制の推進	……	38
資料編	……	40

※ 表記について

原則、「表記便覧」（東京都教育庁指導部義務教育特別支援教育指導課平成23年7月7日版）によっています（同じページに本市の計画等から引用した表記と「表記便覧」の表記が使われている場合があります。例：一人ひとりと一人一人等）。



第一部

東久留米市 特別支援教育推進計画の これまでの取組

第1章

特別支援教育推進の背景

1. 国の主な動向

- 平成19年(2007年)4月の学校教育法の一部改正により、「特殊教育」から「特別支援教育」への転換が図られ、発達障害を含め、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍する全ての学校において、特別支援教育が実施されることになりました。
- 平成23年(2011年)8月に障害者基本法の改正、平成25年(2013年)6月に障害者差別解消法の制定、平成26年(2014年)1月に国連の「障害者の権利に関する条約」を批准し、平成28年(2016年)4月に障害者雇用促進法の改正など国内法の整備が進められ、障害者への不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮^{*1}の提供義務が定められたことにより、障害のある人々を取り巻く環境は大きく変わりました。
- 平成24年(2012年)7月、中央教育審議会初等中等教育分科会は、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム^{*2}構築のための特別支援教育の推進(報告)」を示し、特別支援教育を着実に進めていく必要があるとしました。
- 平成25年(2013年)9月、学校教育法施行令の一部が改正され、障害のある児童・生徒の就学先の決定について、各市町村教育委員会が幼児・児童・生徒の障害の状態や教育的ニーズを踏まえ総合的な観点から決定する仕組みへと変わりました。
- 平成28年(2016年)5月、「発達障害者支援法^{*3}」が改正され、切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要であり、教育に関しては、国及び地方公共団体は「可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮」すること等が新たに規定されました。
- 令和3年(2021年)1月、中央教育審議会答申『「令和の日本型学校教育」^{*4}の構築を目指して』において、新時代の特別支援教育の在り方についての基本的な考え方が示されました。
- 令和3年(2021年)9月、「医療的ケア児支援法」^{*5}が成立しました。
- 令和4年(2022年)9月、国連より障害者権利条約対日審査勧告が示されました。勧告では、日本がこれまで実施してきた特別支援教育制度について、通常の教育に加われない障害児がおり、分けられた状態が長く続いていることを懸念し、障害のある子とない子が共に学ぶ「インクルーシブ教育」の推進を求めました。
- 令和4年(2022年)12月、通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に関する調査結果を発表し、学習面又は行動面で著しい困難を示す児童・生徒の割合が、小学校で10.4%、中学校で5.6%、小・中学校全体では8.8%であると示されました。

- 令和5年(2023年)4月、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども政策を総合的に推進することを目的として、「こども基本法」が施行されました。

2. 東京都の主な動向

- 平成16年(2004年)11月に「東京都特別支援教育推進計画」※6を策定以降、平成29年(2017年)2月に推進計画(第二期) 第一次実施計画、令和4年(2022年)3月には推進計画(第二期)第二次実施計画が示されました。
- 平成28年(2016年)2月に「東京都発達障害教育推進計画」※7を策定し、「発達障害の児童・生徒一人一人が、障害の状態に応じた多様な教育を受けることができる体制を整備すること」、「児童・生徒の長所を伸ばす視点に立ち、障害特性や児童・生徒の状態に応じた指導内容・方法を開発し、適切な指導・支援の内容の充実を図ること」、「発達障害教育を担う教員の専門性の向上を図るとともに、広く都民の理解を促進することなどにより、発達障害の児童・生徒に早期から一貫性のある継続した指導・支援を行う体制を充実すること」を柱に具体的な施策を展開しました。

3. 東久留米市の主な取組

- 平成27年(2015年)10月に「東久留米市特別支援教育推進計画」を策定以降、令和4年(2020年)2月に東久留米市第2次特別支援教育推進計画を策定し、特別支援教育の体制整備を段階的に進めました。
- 令和5年2月に制定された「東久留米市医療的ケア受入れ方針」※8を受け、同年3月に「東久留米市立小・中学校における医療的ケアの実施に関するガイドライン」※9を制定し、医療的ケアを必要とする児童・生徒の就学についての基本的な考え方や各関係機関の役割、事務手続き等について示しました。
- 本市の子どもが利用している他地区の通級指導学級は以下の通りです。

本市の子どもが利用している他地区の通級指導学級

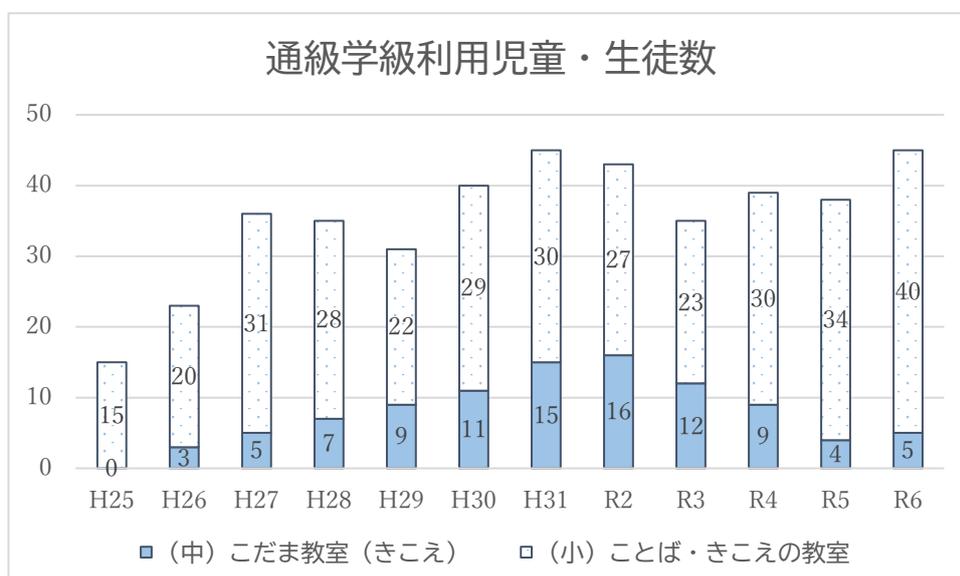
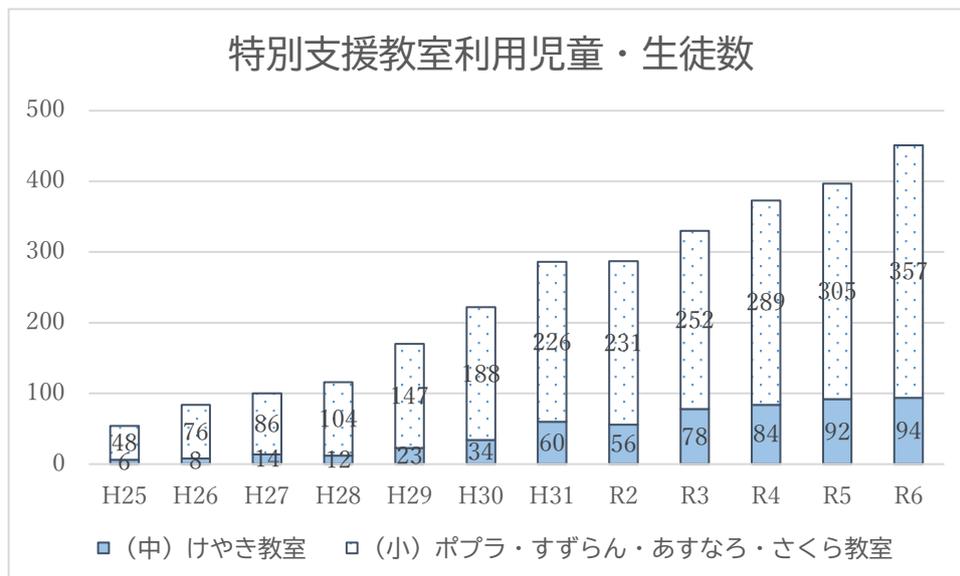
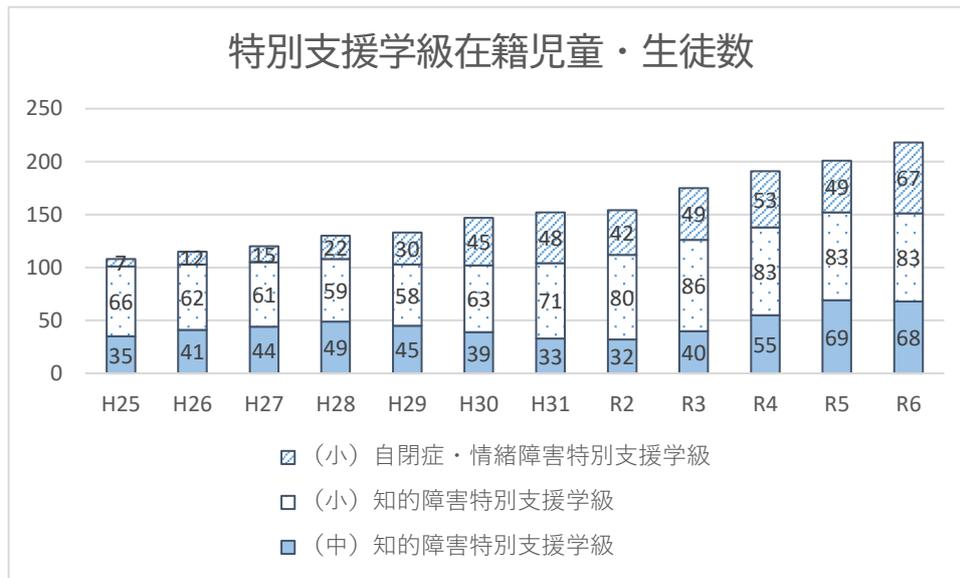
障害種別	学校名	所在地
弱視学級	練馬区立中村西小学校	練馬区中村北4-17-1

■ 「東久留米市特別支援教育の環境整備計画」に基づき特別支援学級の設置を進めてきました。令和6年4月現在の市立小・中学校の固定学級及び通級指導学級、特別支援教室の設置状況は、下記の通りです。

市立小・中学校の固定学級及び通級指導学級、特別支援教室の設置状況(令和6年4月現在)

	学校名	固定学級 (知的障害)	固定学級 (自閉症・情緒障害)	通級指導学級 (難聴・言語)	特別支援教室 (※は、拠点校)	
1	第一小学校				平成29年 ※ ポプラ教室	
2	第二小学校				平成28年 すずらん教室	
3	第三小学校	昭和38年 すずかけ学級			平成29年 ポプラ教室	
4	第五小学校				平成29年 さくら教室	
5	第六小学校			平成25年 ことばときこえの教室	平成28年 ※ すずらん教室	
6	第七小学校	平成16年 しらゆり学級			平成28年 ※ あすなる教室	
7	第九小学校				平成29年 ※ さくら教室	
8	第十小学校				平成28年 あすなる教室	
9	小山小学校				平成29年 ポプラ教室	
10	神宝小学校	昭和54年 わかば学級	平成30年 なのはな学級		平成28年 すずらん教室	
11	南町小学校	平成25年 ひまわり学級	平成25年 たけのこ学級		平成29年 さくら教室	
12	本村小学校				平成28年 あすなる教室	
1	久留米中学校			平成26年 こだま学級	平成31年 けやき教室	
2	東中学校	昭和41年 9組				※
3	西中学校	平成26年 I組				※
4	南中学校					
5	大門中学校					
6	下里中学校					
7	中央中学校	平成5年 7組				

4. 特別支援教育に関わる児童・生徒数(単位:人)



第2章

第2次計画の取組の主な成果

第2次計画における特別支援教育の取組の主な成果は、以下のとおりです。

【指針1】 教育的ニーズに応じた切れ目のない指導・支援体制の充実

■ 総合的な相談・支援体制の充実

- スクールカウンセラー、中央相談室及び滝山相談室における相談員、スクールソーシャルワーカーが、保護者や児童・生徒の要望に応じた支援を行いました。
- スクールカウンセラー、中央相談室及び滝山相談室における相談員、スクールソーシャルワーカーによる合同連絡会や合同研修会を定期的に行い、情報を共有し、連携を図りました。
- 就学相談員による面談について、市の広報紙・市ホームページ及び幼稚園・保育園等や小・中学校と連携して広く周知を図り、年間150件以上の相談に応じました。

■ 関係機関との連携・支援体制の充実

- 市立小・中学校の特別支援学級や都立特別支援学校への入学・転学等の相談において、都立特別支援学校の教員による行動観察や助言をいただくなどの連携を図りました。
- 障害のある児童・生徒等の入学及び転学に伴う就学相談などについて調査・審議する就学相談委員会及び判定委員会において、都立特別支援学校の教員や東京学芸大学附属特別支援学校の特別支援教育コーディネーター^{※10}及び医師を委員に加え、適切な学びの場を検討しました。
- 障害や発達特性のある児童・生徒や、その家庭への支援のために、スクールソーシャルワーカー、子ども家庭センター、障害福祉課、児童青少年課と連携し、保護者との相談体制を整えたり、放課後等デイサービス^{※11}や保育所等訪問支援事業^{※12}等の支援を紹介したりするなど、学校だけでなく地域での支援にも努めてきました。

■ 幼保小中の連携

- 幼稚園・保育園等と連携し、特別な支援を要する子どもたちのために就学支援シート^{※13}を作成したり、本人及び保護者の思いや願いに基づいた学校生活支援シート(個別的教育支援計画)^{※14}を作成したりして、関係機関との連携や引継ぎに活用し、就学前機関から入学・進級・進学の際の切れ目のない支援に役立てています。
- 就学相談員が定期的に児童発達支援センターわかき学園^{※15}に直接訪問をしたり、わかき学園が主催する保護者説明会に同席したりして、わかき学園との情報共有及び連携を図るとともに、令和6年度から「オープン1年生の日」^{※16}として、幼稚園・保育園等の教員が市内小学校を自由に参観できる機会を設定しました。
- 教育委員会では、特別支援教育に携わる教員、特別支援教育コーディネーター、特別支援教育専門員^{※17}等を対象とした連絡会や研修会を定期的に行い、情報共有を図るとともに、発達障害に関する知識や指導方法について理解を深めてきました。

【指針2】一人一人の子どもの特性に応じた質の高い教育活動の推進

■ 教員の指導力向上に向けた取り組みの推進

- 教育委員会では、特別支援教育に携わる教員や教育相談室の相談員等を対象に、大学教授や心理士等の専門性のある講師による研修を定期的実施するとともに、令和5年度からは東久留米市研修案内『くるナビ』^{※18}によって全教職員を対象とした研修会の周知を図り、広く特別支援教育についての理解を促進してきました。
- 特別支援教育に携わる教員を対象に、都立特別支援学校のセンター的機能^{※19}を活用した3市合同研修に参加させ、専門性を高めるよう努めてきました。
- 令和2年度に全児童・生徒に一人1台端末が整備され、各校では個々に応じたドリル学習や視覚や聴覚を意識した指導を行うとともに、令和5年度東久留米市研究推進校のICT機器を活用した授業改善をテーマとした研究発表や指導室訪問等を通して、個別最適な学びについて研究を深めてきました。

■ 特別支援教育の質の向上を図る体制の充実

- 本市では、各特別支援教室の巡回指導教員が、毎時間の授業記録連絡帳を作成し、指導内容を在籍学級担任や保護者と共有できるようにしています。これにより、特別支援教室での指導内容や児童・生徒の状況に応じて、在籍学級における児童・生徒への支援の充実を図っています。
- 本市では、臨床心理士、教育アドバイザー、スクールソーシャルワーカー、指導主事等で編成した組織による巡回相談(ステップくろめ^{※20})による訪問指導を行っています。1学期半ば頃に、新1年生を中心に全校の訪問指導を行うことにより、早い段階で児童・生徒の困り感に対する教員への直接的な指導を行うことができました。
- 全ての児童・生徒にとって分かりやすい授業づくりを推進する基盤として、ユニバーサルデザイン^{※21}の考えを取り入れた環境づくり・授業づくりに各校が努めてきました。また、教室の整備だけでなく、一人1台端末やICT機器を活用して、視覚や聴覚を生かした分かりやすい授業、東久留米スタンダード(学習指導編)^{※22}を活用して、見通しがもてる授業や明確な活動が含まれる授業を展開するように努めています。

■ 校内委員会に基づく学校における支援体制の充実

- 校長のリーダーシップの下、各学校における校内委員会の週1回程度の実施が定着し、特別な支援が必要な児童・生徒について、発達特性やこれまでの指導・支援内容などの情報を共有するとともに、今後の指導方針を検討し、児童・生徒一人ひとりの特性や教育的ニーズに応じた指導・支援を推進することができました。
- 本市では、小・中学校において障害のある児童・生徒に対して、学校における日常生活の介助を必要に応じて行ったり、発達の特性のある児童・生徒に対して学習活動上の支援を行ったりする介助員を活用し、障害に応じた適切な教育を円滑に実施できるようにしています。また、学力パワーアップサポーター^{※23}やエデュケーションアシスタント^{※24}の配置の拡充と支援力の向上を図ることで、校内の組織的な対応の充実につなげることができました。
- 教育委員会では、全ての教員を対象として、特別支援教育や障害理解に関する研修会を実施し

てきました。令和5年度から実施している東久留米市研修案内『くるナビ』では、人権教育推進研修、特別支援教育研修、心理検査研修、教育相談研修及び教育相談室・スクールソーシャルワーカーとの合同研修を開催し、特別支援教育について理解を深めたり、通常の学級の教員、特別支援学級の教員、巡回指導教員の相互理解と交流を促進したりすることができました。

【指針3】 共生社会の実現に向けた、家庭や地域との連携

■ 交流及び共同学習、学校における共生社会の更なる理解・啓発

- 特別支援教育に関する家庭や地域への啓発リーフレットを作成・配付しました。本リーフレットは、各学校だけでなく、幼稚園・保育園等の就学前施設、就学相談、教育相談室等において活用し、本市における特別支援教育の取組等について理解を得るとともに、各小・中学校と家庭、関係機関、地域が連携して特別支援教育を推進するよう努めています。
- 特別支援学級に在籍する児童・生徒と通常の学級に在籍する児童・生徒が、共に学び合う機会として、さまざまな学校行事を共に行ったり、一部の教科において共に授業を受けたりするなど、学校ごとに工夫して交流及び共同学習を実施してきました。しかしながら、学年が上がるにつれ、交流の場が少なくなるなどの実態も見られ、より日常的な交流が望まれています。
- インクルーシブ教育システムに関する保護者や地域住民への理解の促進のために、各小・中学校での取り組みについて、各小・中学校の学校ホームページや学校だより等を通して周知を図っています。

■ 特別支援学級及び都立特別支援学校との連携

- 全小・中学校の人権教育年間指導計画において、障害者理解教育を位置付け、学校として一貫した障害者理解教育を推進しました。
- 特別支援学級(固定学級)と通常の学級との交流を計画的に行い、特別支援学級(固定学級)の児童・生徒が交流を通じて大きな集団や活動の流れを体験したり、通常の学級の児童・生徒が特別支援学級(固定学級)の児童・生徒と関わり合いをもち理解し合ったりしてきました。
- 都立特別支援学校と連携を図り、交流及び共同学習(副籍)を継続的に実施したことにより、居住する地域において相互のつながりをもつことができました。

■ 地域連携及び保護者同士の情報共有の場としての機能の向上

- 特別支援学級や特別支援教室では、定期的に授業公開や保護者会を設定し、保護者同士が情報共有の場をもつことができるようにしてきました。
- 中学校の特別支援学級では、生徒及び保護者を対象とした進路説明会において、地域の都立特別支援学校の教員から学校紹介をしていただいたり、地域の事業所等の様子を教えていただいたりしました。
- 就学相談では、近隣の医療機関の医師による面談を行い、医療機関における療育事業を説明していただいたり、相談員から市内の福祉機関における児童発達支援事業等においてどのような支援が可能かについて情報提供したりしました。また、医療的ケアを要する児童・生徒に対して、近隣の医療機関や訪問看護ステーションと連携して支援しています。

第3章 特別支援学級・特別支援教室・通級学級の児童・生徒及び保護者アンケート結果

1. 調査概要

本市の特別支援教育の取組状況等を把握し、計画策定の基礎資料とするため、今回から児童・生徒アンケートを実施するとともに、前回と同様の内容で保護者アンケートを実施しました。

(1) 調査対象

市立小・中学校の特別支援学級、通級指導学級及び特別支援教室に在籍する児童・生徒及び保護者を対象としました。

(2) 調査方法

特別支援学級等を通じて、児童・生徒及び保護者に調査票(二次元コード)を配布し、Microsoft Forms により回収しました。

(3) 調査期間

一期:令和6年7月1日(月)から令和6年7月19日(金)まで

二期:令和6年10月18日(金)から令和6年10月25日(金)まで

(より多くの方の意見を参考とするため、一期に回答の無かった保護者を対象に期間延長)

(4) 回収状況

① 児童・生徒アンケート(単位:人)

	配布数	回収数	回収率
特別支援学級	217	178	82.0%
通級指導学級	47	25	53.2%
特別支援教室	451	408	90.5%
全体	715	611	85.5%

② 保護者アンケート

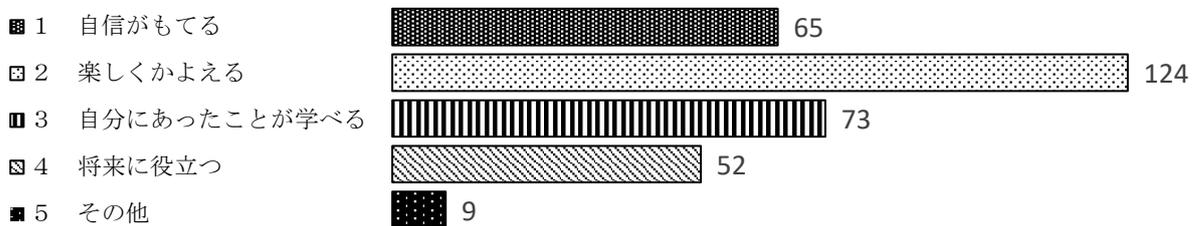
	配布数	回収数	回収率
特別支援学級	217	106	48.8%
通級指導学級	47	21	44.7%
特別支援教室	451	254	56.3%
全体	715	381	53.3%

2. 回答内容

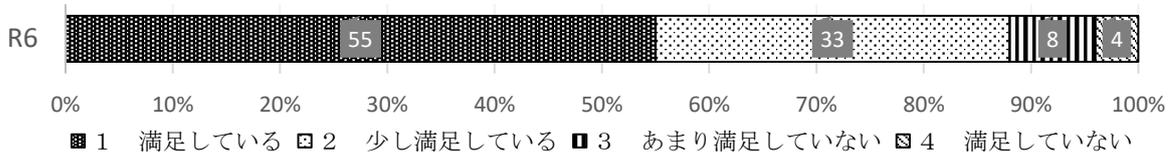
① 児童・生徒アンケート【新規】

ア 特別支援学級

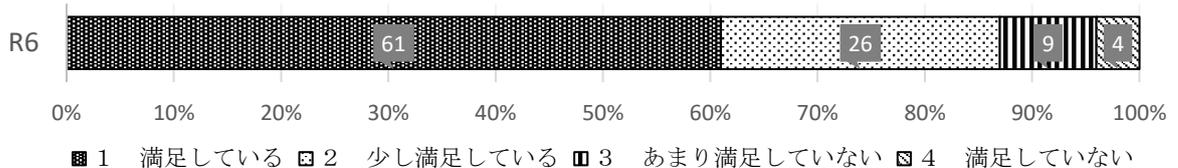
問1 この学級にかよってよかったと感じていること(複数回答)



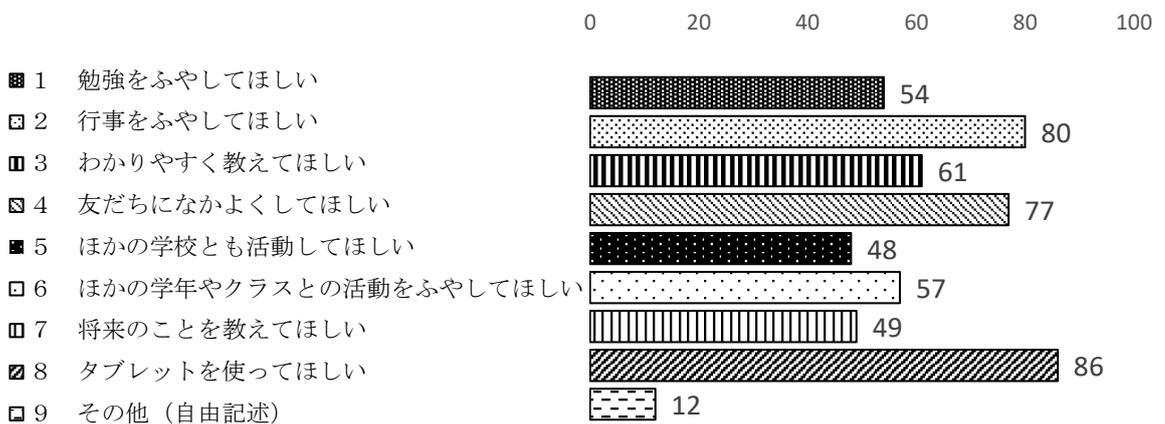
問2 この学級の勉強の進め方について感じていること



問3 ほかの学年やクラスといっしょに活動すること



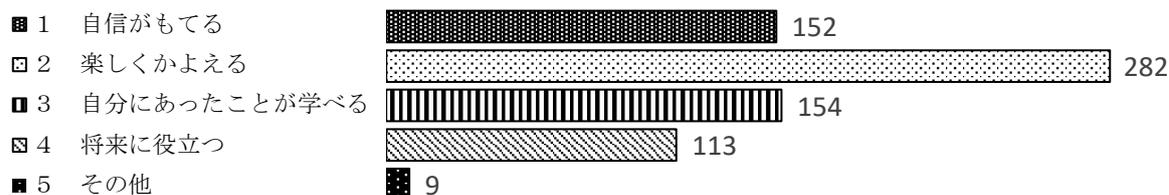
問4 この学級におねがいしたいこと(複数回答)



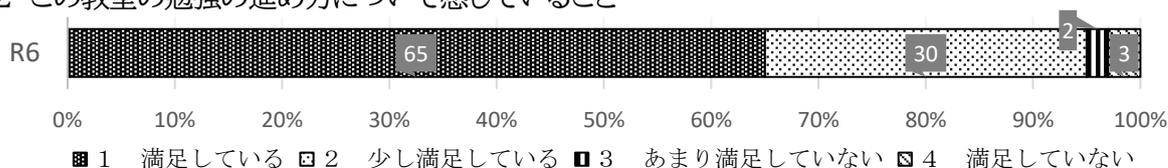
- ・ 運動をもっとやりたい。
- ・ ゲーム感覚で遊べる授業を増やしてほしいです。
- ・ A 中に行くのに 35 分ぐらいかかるので徒歩3分の B 中にも支援級を作ってほしい。
- ・ 決まりを増やしてほしい。

イ 特別支援教室

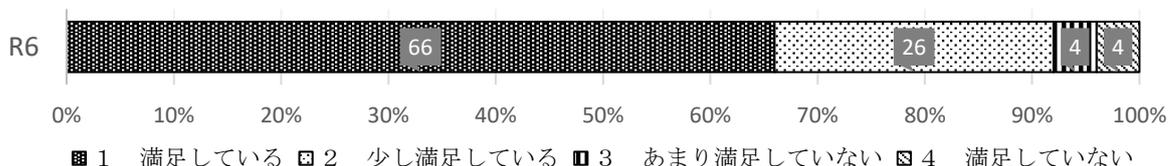
問1 この教室にかよってよかったと感じていること(複数回答)



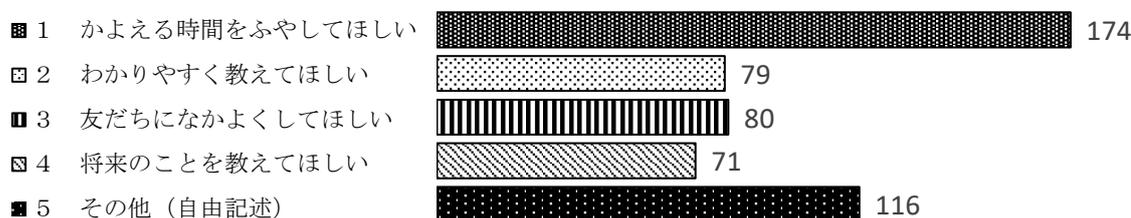
問2 この教室の勉強の進め方について感じていること



問3 この教室で自分の学年やほかのクラスの友だちといっしょに活動すること



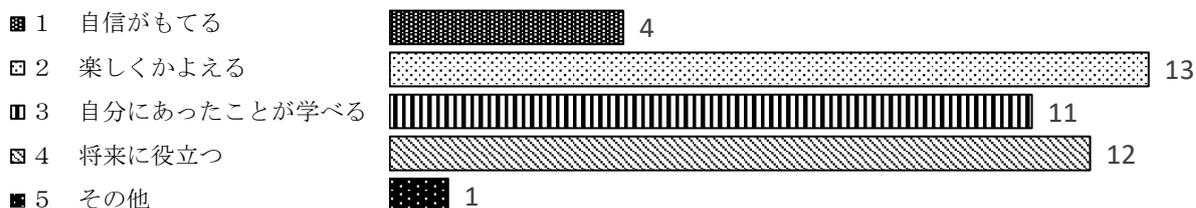
問4 この学級におねがいたいこと(複数回答)



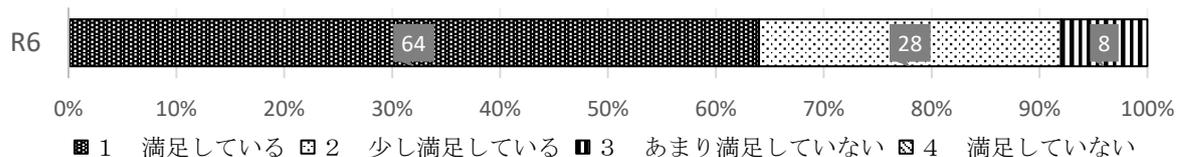
- ・ 漢字のおぼえかた。
- ・ 先生に聞ける時間をふやしてほしい。
- ・ 夏休みがなくなってもいいので、ポプラに行きたい。
- ・ 自分を小さい子どもじゃなくて人間として見てほしい。
- ・ 通常学級では出来ないことをたくさんしてほしい。
- ・ 仕事を増やしてほしい。
- ・ もっと僕の苦手なところを教えてほしい。
- ・ 小集団復活希望
- ・ 通う時間を自分で決めたいです。
- ・ 運動をもっとしたい。
- ・ 楽しいことをやりたい。
- ・ たのしくしてほしい。
- ・ 人との関わり方

ウ 通級指導学級

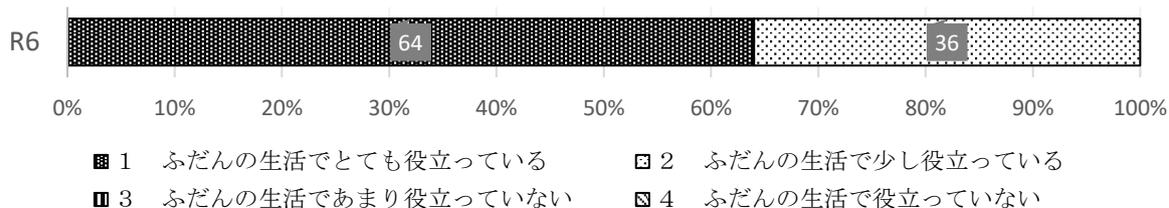
問1 この学級にかよってよかったと感じていること(複数回答)



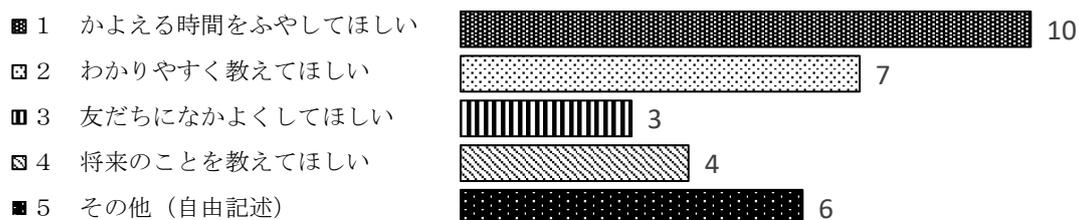
問2 この学級の勉強の進め方について感じていること



問3 この学級で学んだこと



問4 この学級におねがいしたいこと(複数回答)

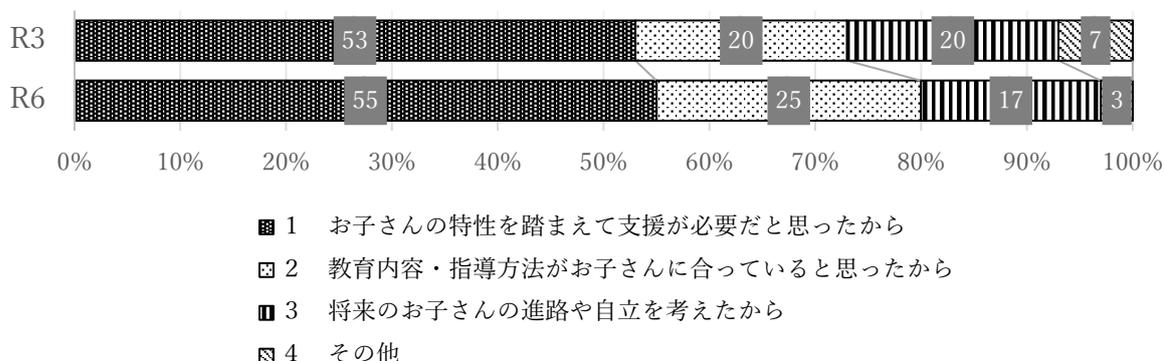


- ・ はつおんのれんしゅうはたのしい。 ・ 楽しい日にしてほしい。
・ いまのままでよい。

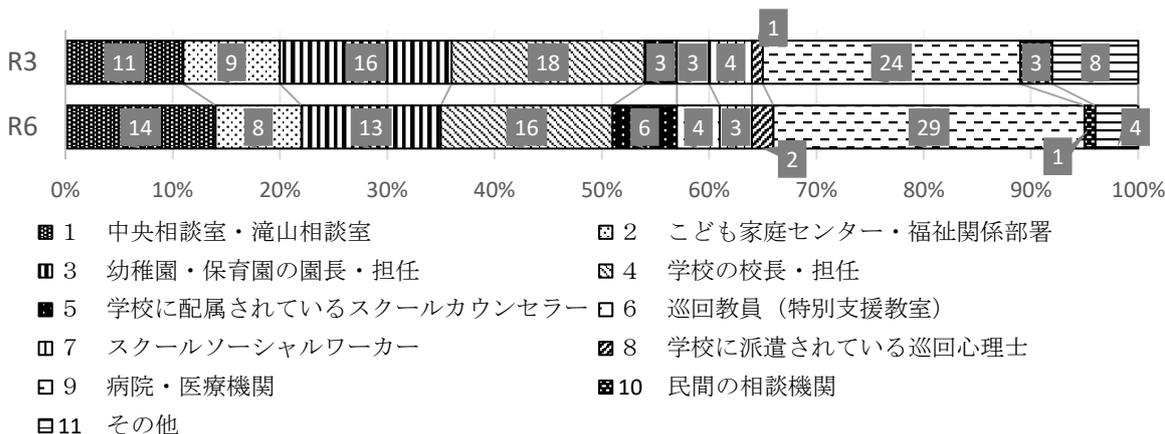
② 保護者アンケート

ア 特別支援学級

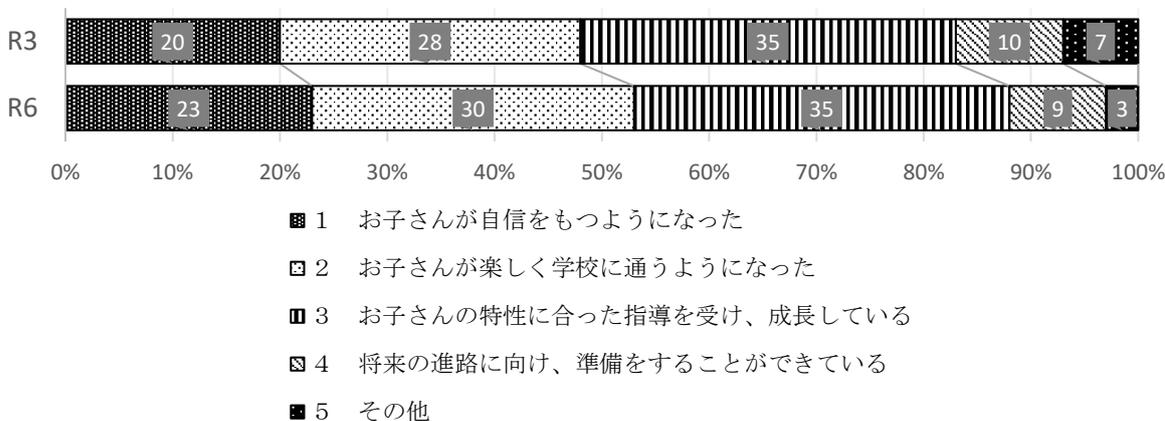
問1 特別支援学級を考えるようになった理由について、お答えください。(複数回答)



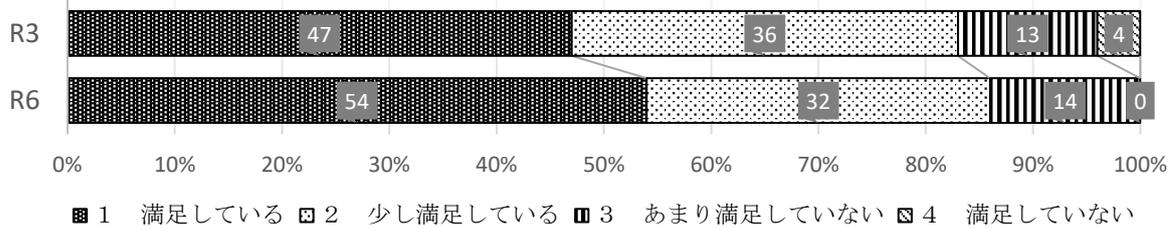
問2 特別支援学級を選ぶにあたって、就学相談員以外で相談した機関等について、お答えください。(複数回答)



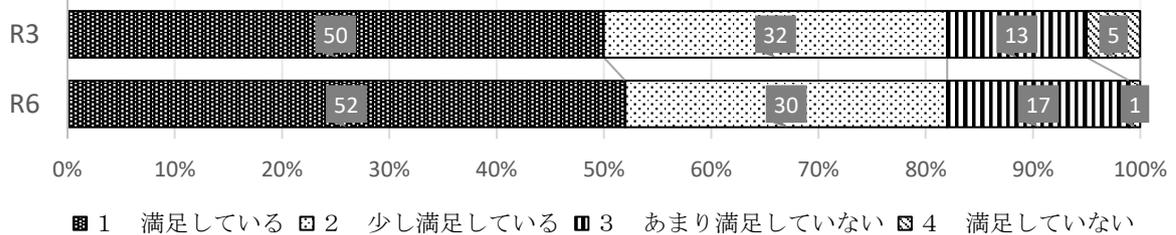
問3 お子さんが特別支援学級で指導を受けることで、保護者としてよかったと感じていることについて、お答えください。(複数回答)



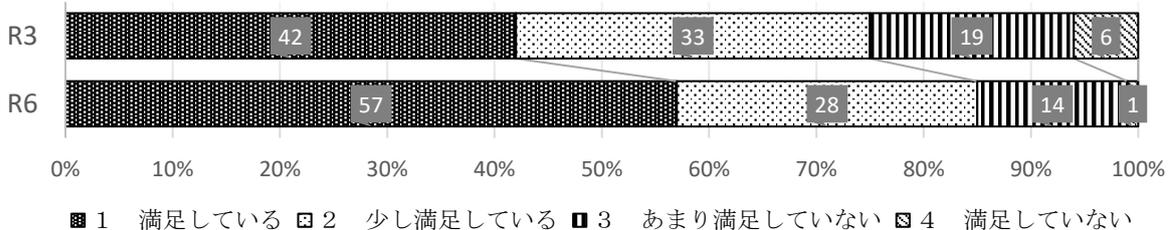
問4 特別支援学級における学習の進め方について、保護者としてどのように感じているかお答えください。



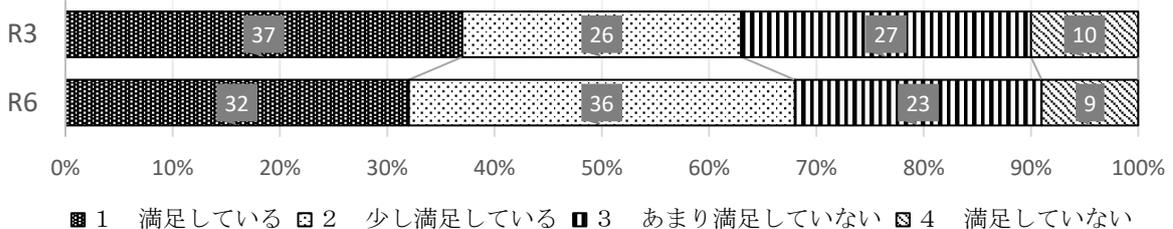
問5 特別支援学級における学習環境、掲示物、教材等について、保護者としてどのように感じているかお答えください。



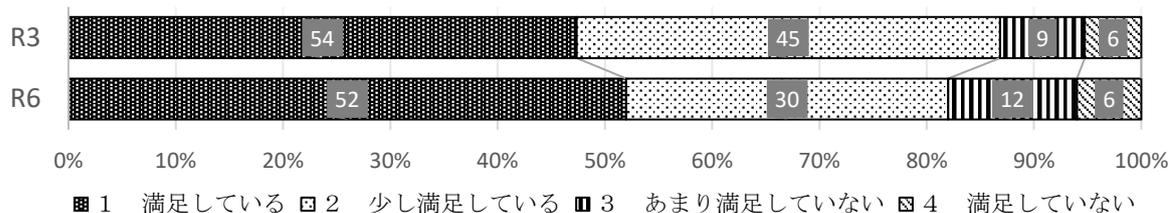
問6 特別支援学級において、お子さんが身の回りを自分で整えることについて、保護者としてどのように感じているかお答えください。



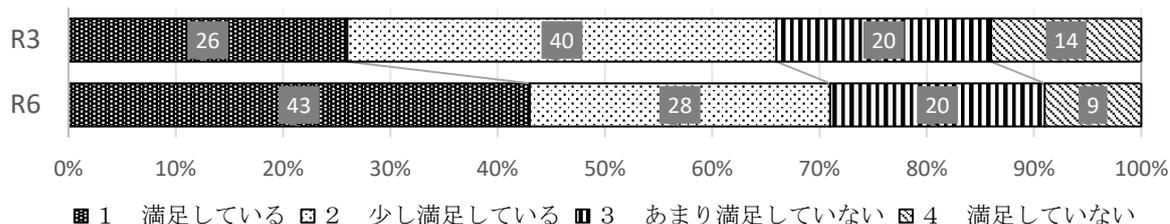
問7 お子さんの進路や将来に関する特別支援学級からの情報の提供について、保護者としてどのように感じているかお答えください。



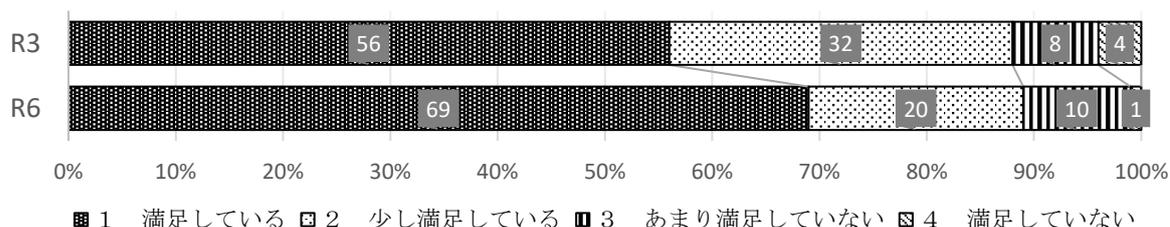
問8 特別支援学級における就学支援シート・学校生活支援シートの活用について、保護者としてどのように感じているかお答えください。



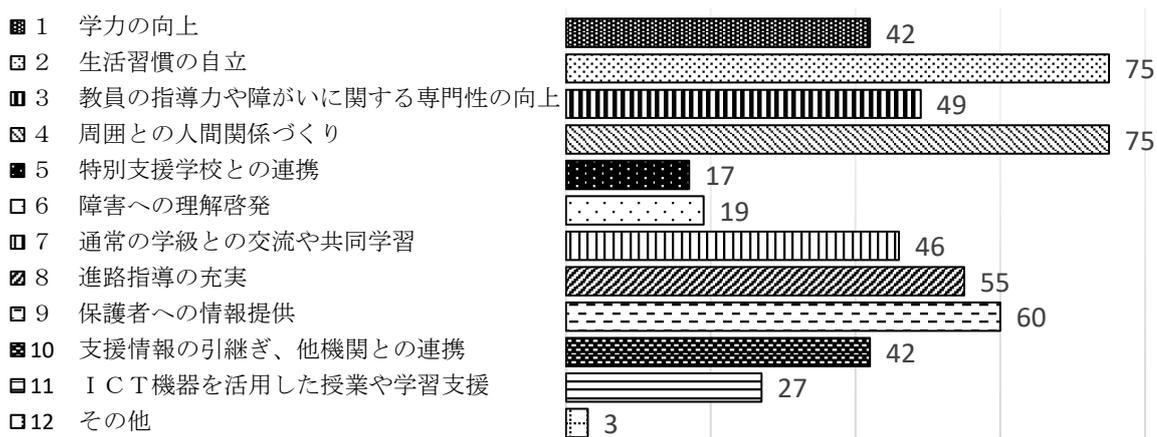
問9 特別支援学級における交流の取組(通常の学級で授業を受ける機会)について、保護者としてどのように感じているかお答えください。



問10 特別支援学級における学校と家庭との連携について、保護者としてどのように感じているかお答えください。

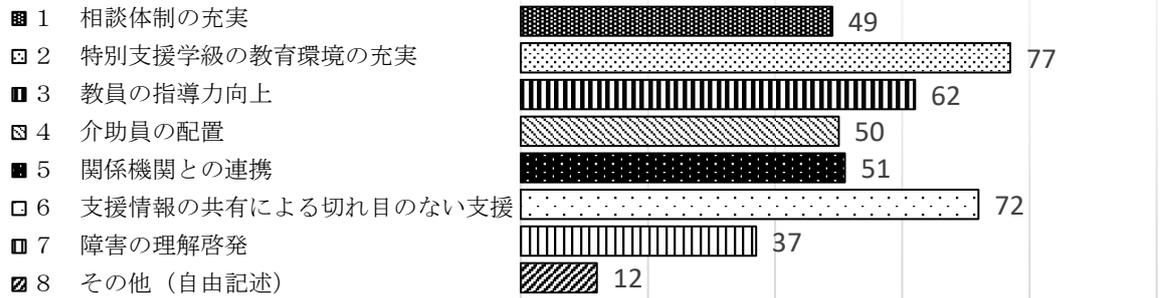


問11 保護者として特別支援学級に期待することをお答えください。(複数回答)



- 得意な事と好きな事はどんどん伸ばし、苦手な事は楽しくなるような教育を望みます。
- 保護者同士の情報交換の機会も多いと嬉しいです。
- 本人の特性を踏まえた将来の進路選択についての情報提供。

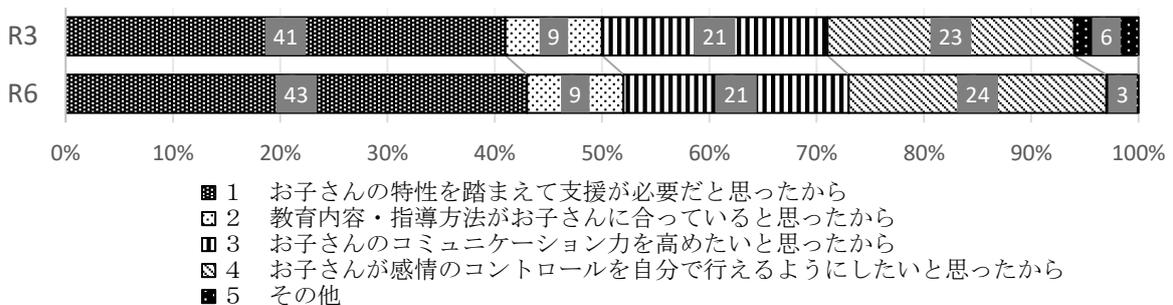
問12 東久留米市における特別支援教育の推進や充実に向け、東久留米市教育委員会に期待することを教えてください。(複数回答)



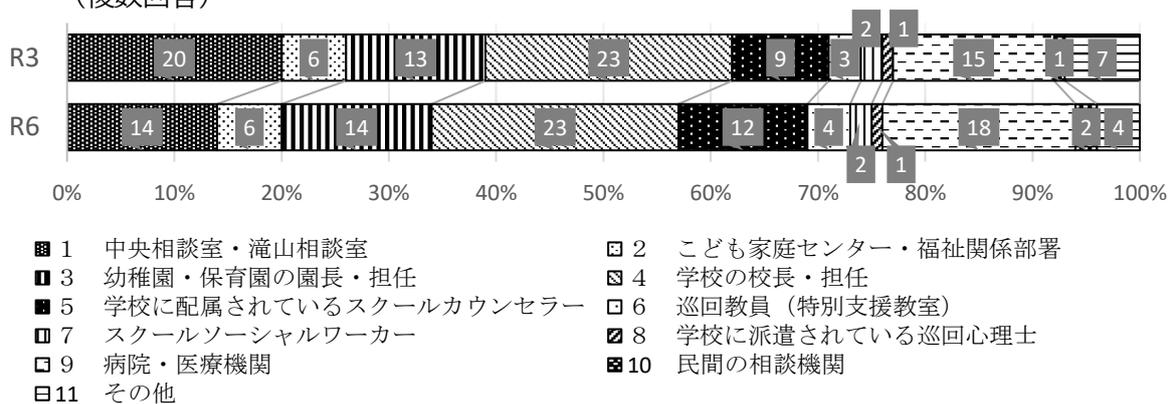
- ・ 中学校にも小学校のような情緒固定学級を作ってほしいです。(同意見他5名)
- ・ 生徒の障がいに対する理解が低く、それがいじめに繋がっているように感じました。特に支援学級が無い小学校では、そういった授業などがあると良いなと思いました。
- ・ 聴覚過敏の子への環境配慮体制と子どもの困り事が発生した時、関係機関で協議サポートをしてほしい。
 - ・ ギフテッド、特別支援学級への理解
 - ・ タイピングスキルの習得
- ・ 教育委員会にも現場の状況をしっかり把握してほしい。年度の途中から転入が多い点について、改善を求める。
 - ・ 通常学級からのスムーズな転学
- ・ 病院のスタッフや民間の療育機関からの訪問支援について、受け入れてほしい。
- ・ 送迎バスに介助員を配置してほしい。
 - ・ 進学に関する事例や情報の提供

イ 特別支援教室

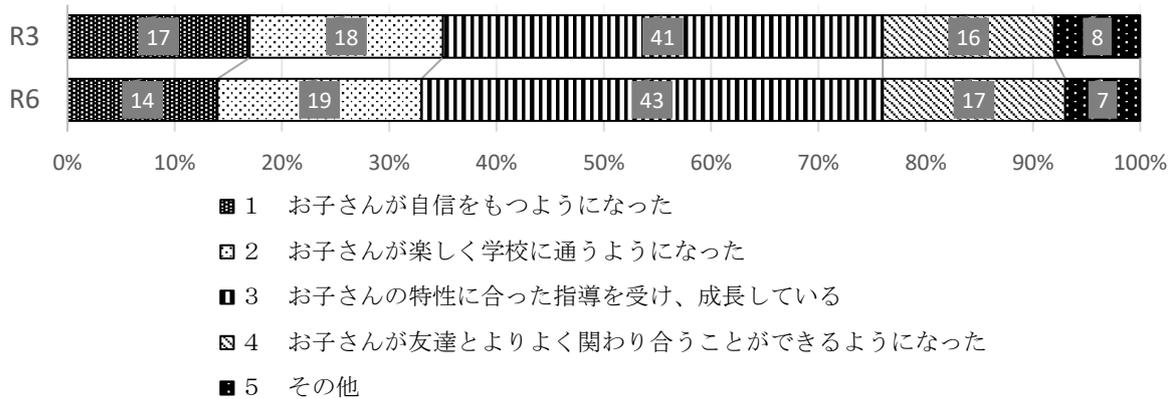
問1 特別支援教室を考えるようになった理由について、お答えください。(複数回答)



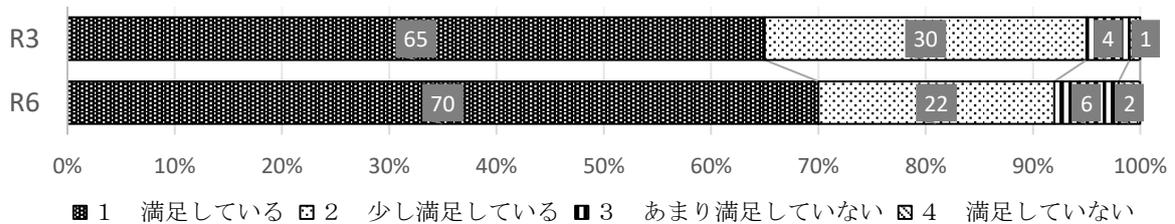
問2 特別支援教室を選ぶにあたって、就学相談員以外で相談した機関等について、お答えください。(複数回答)



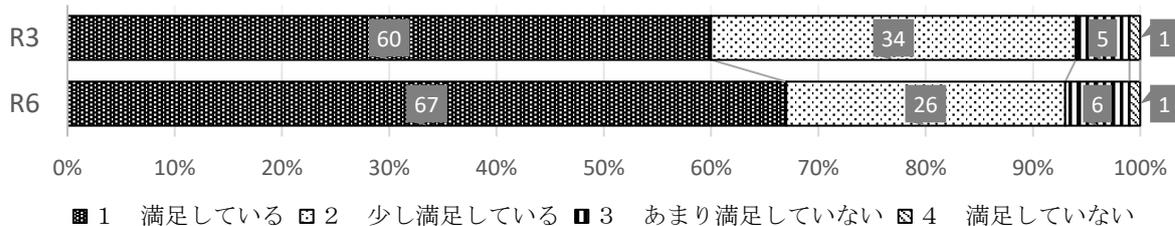
問3 お子さんが特別支援教室で指導を受けることで、保護者としてよかったと感じていることについて、お答えください。(複数回答)



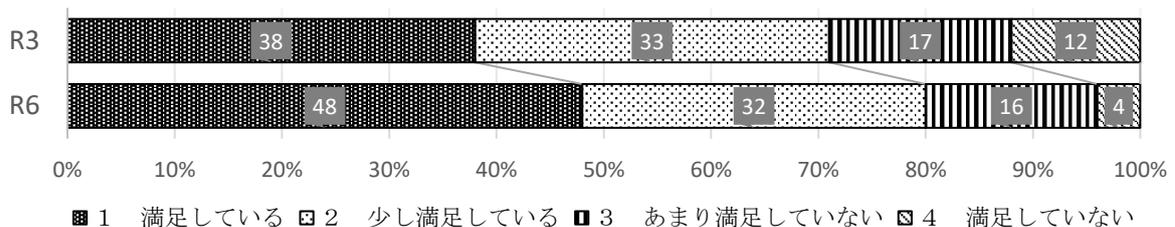
問4 特別支援教室における学習の進め方について、保護者としてどのように感じているかお答えください。



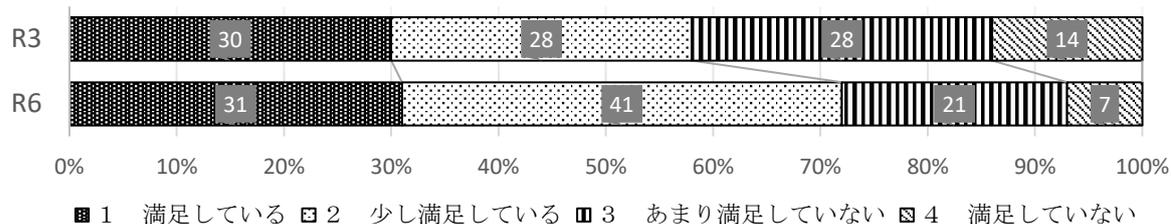
問5 特別支援教室における学習環境、掲示物、教材等について、保護者としてどのように感じているかお答えください。



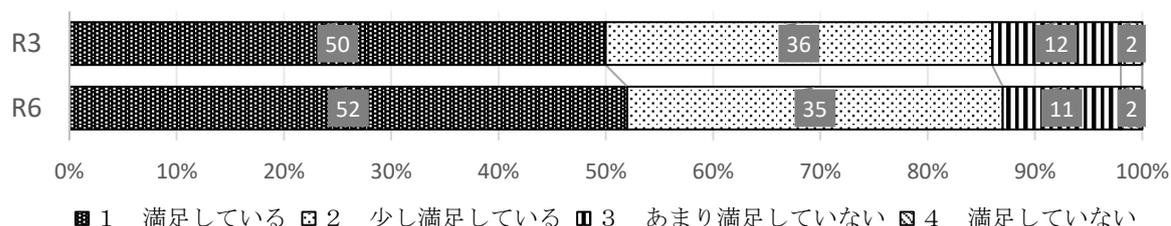
問6 特別支援教室において、お子さんが身の回りを自分で整えることについて、保護者としてどのように感じているかお答えください。



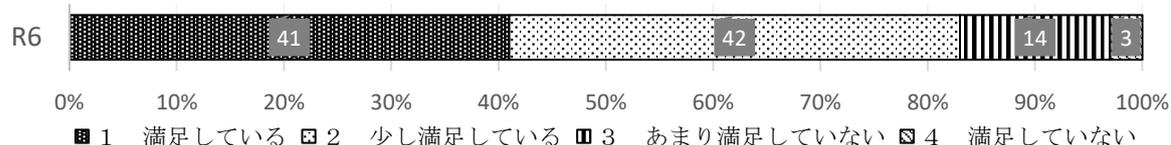
問7 お子さんの進路や将来に関する特別支援教室からの情報の提供について、保護者としてどのように感じているかお答えください。



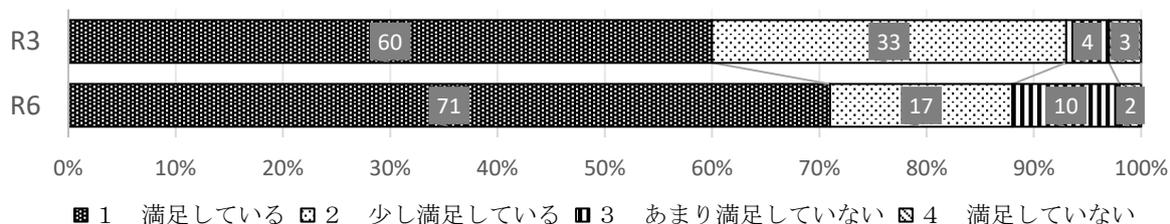
問8 特別支援教室における就学支援シート・学校生活支援シートの活用について、保護者としてどのように感じているかお答えください。



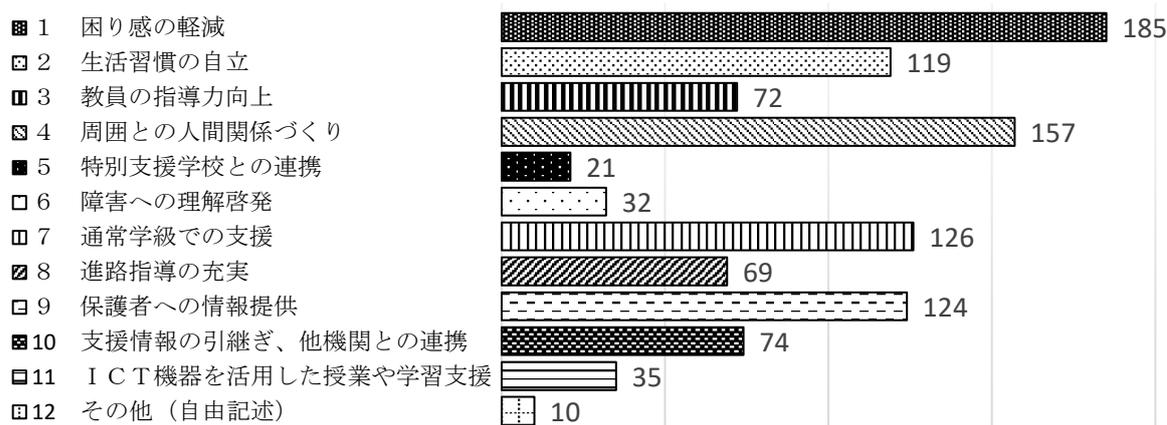
問9 特別支援教室で学んだことが通常の学級で生かされているか、保護者としてどのように感じているかお答えください。【新規】



問10 特別支援教室における学校と家庭との連携について、保護者としてどのように感じているかお答えください。

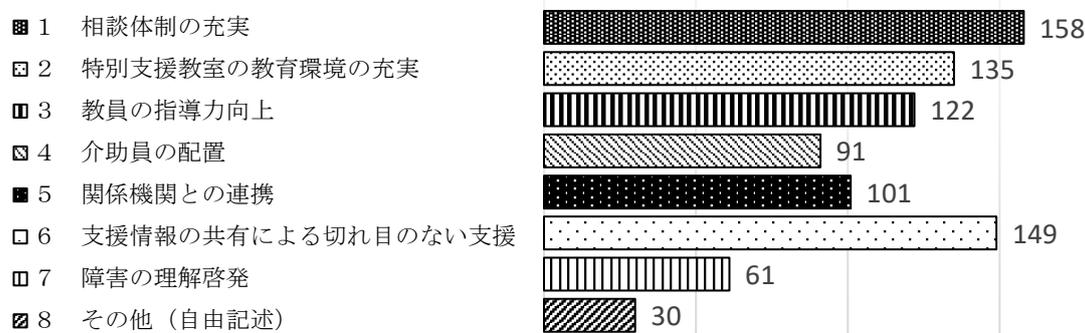


問11 保護者として特別支援教室に期待することをお答えください。(複数回答)



- ・ 教室で静かに困っている子への配慮
- ・ 支援教室で何をしているのか分からない。
- ・ 書字障害の子どもへの学習を支える教材。例として、「触るグリフ」のような教材の提供
- ・ 必要に応じて固定級への案内なども欲しい。
- ・ 通常学級担任との連携
- ・ 社会で生きて行くための基礎力を上げるための支援
- ・ 抜けた授業の補習
- ・ クラスの一人ではなく、個人を見てくださる先生がいるとよい
- ・ 本人の苦手な点を改善するための個別指導

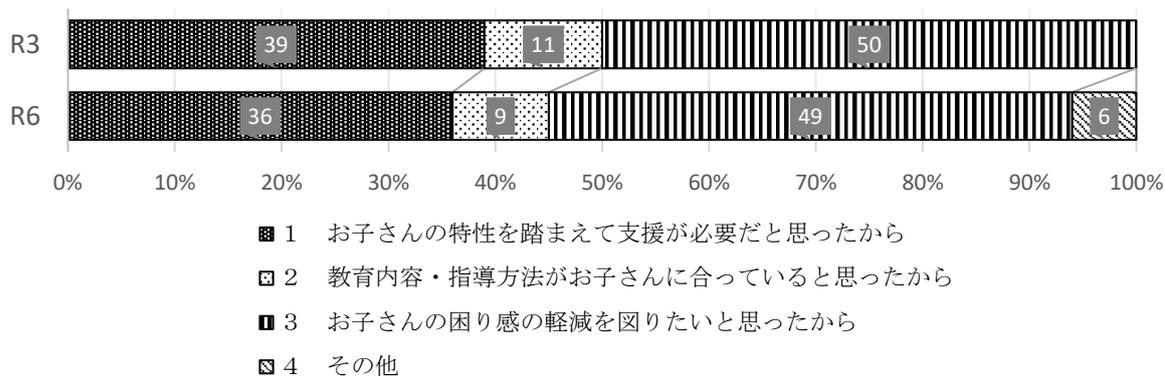
問12 東久留米市における特別支援教育の推進や充実に向け、東久留米市教育委員会に期待することをお答えください。(複数回答)



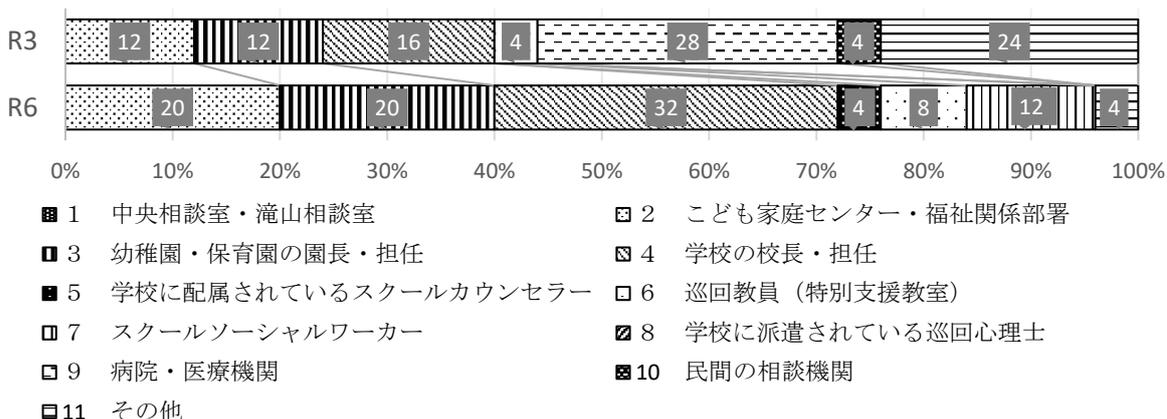
- ・ 行きしぶりの子への対応
- ・ 合理的配慮の充実
- ・ 通常学級との連携
- ・ 情緒固定級を市内全小学校に配置してほしい。
- ・ 中学校情緒固定学級の新設
- ・ 通常学級担任の学習障害者に対する理解と関わり合い方をレクチャーして欲しい。
- ・ 書字障害のある子への理解と支援
- ・ 医療機関との連携
- ・ 保護者会の開催
- ・ 市での発達検査を2回目以降も無料で受けられるようにしてほしいです。
- ・ 通常学級の教員の理解、対応力の向上(同意見他3名)
- ・ 退室後のフォロー方針・体制の構築
- ・ 公開授業の実施
- ・ 特別支援学級在籍の児童・生徒の不登校について、支援体制を柔軟にほしい。
- ・ 支援学級に在籍していても、教科によっては、通常級で受けられる様にほしいです。

ウ 通級指導学級

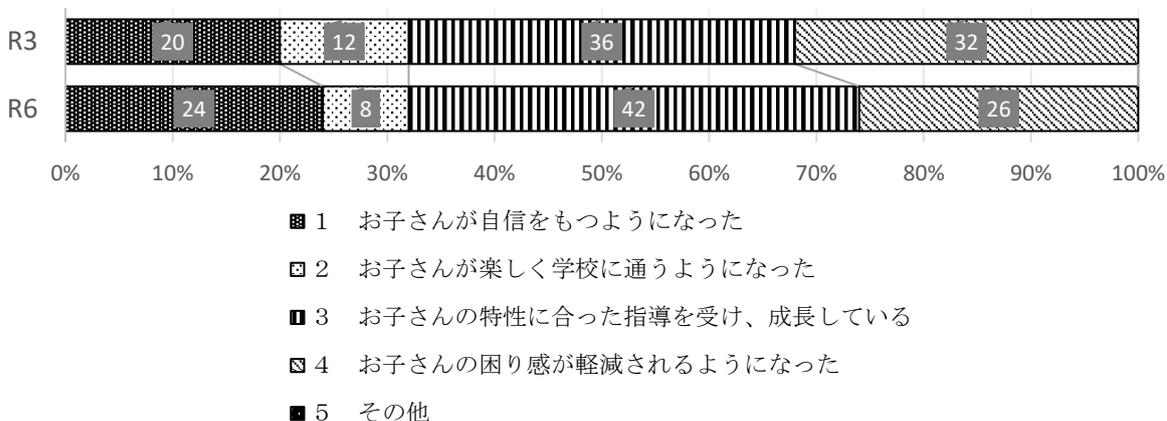
問1 通級指導学級を考えるようになった理由について、お答えください。(複数回答)



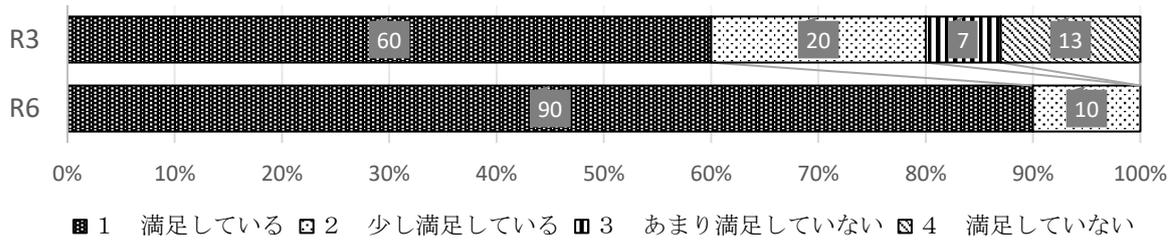
問2 通級指導学級を選ぶにあたって、就学相談員以外で相談した機関等について、お答えください。(複数回答)



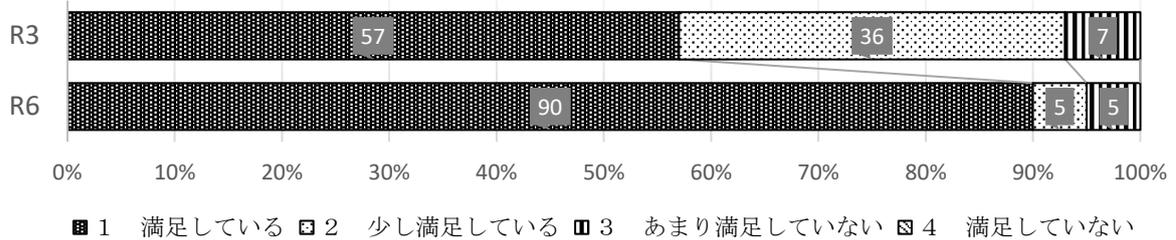
問3 お子さんが通級指導学級で指導を受けることで、保護者としてよかったと感じていることについて、お答えください。(複数回答)



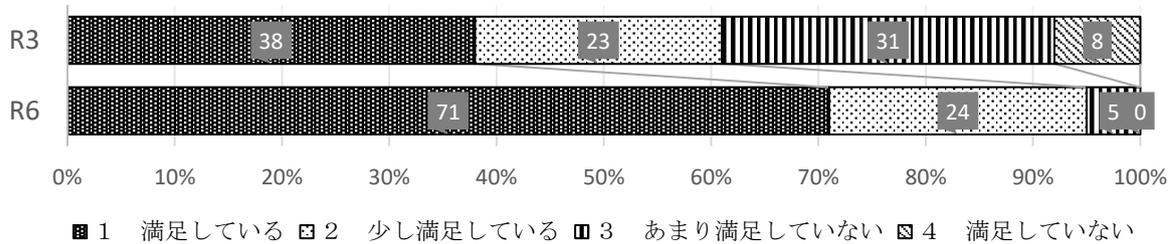
問4 通級指導学級における学習の進め方について、保護者としてどのように感じているかお答えください。



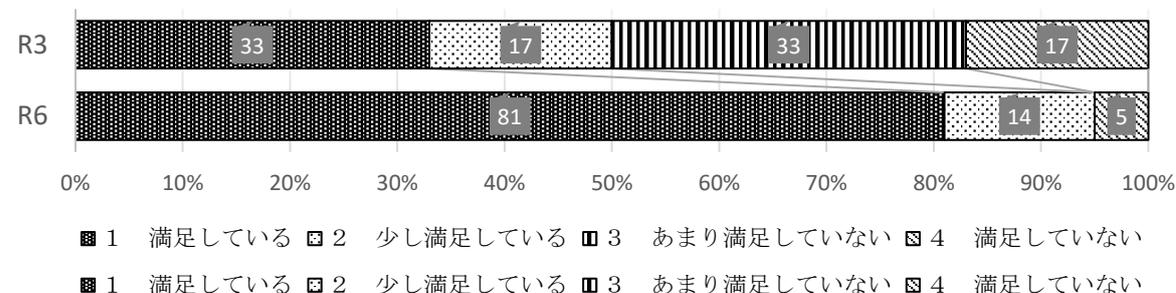
問5 通級指導学級における学習環境、掲示物、教材等について、保護者としてどのように感じているかお答えください。



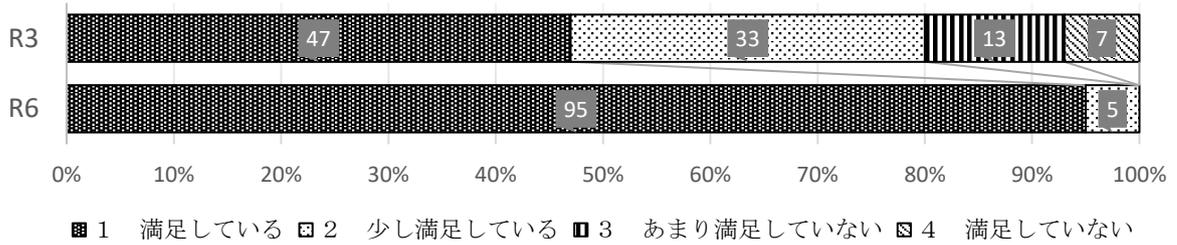
問6 お子さんの進路や将来に関する通級指導学級からの情報の提供について、保護者としてどのように感じているかお答えください。



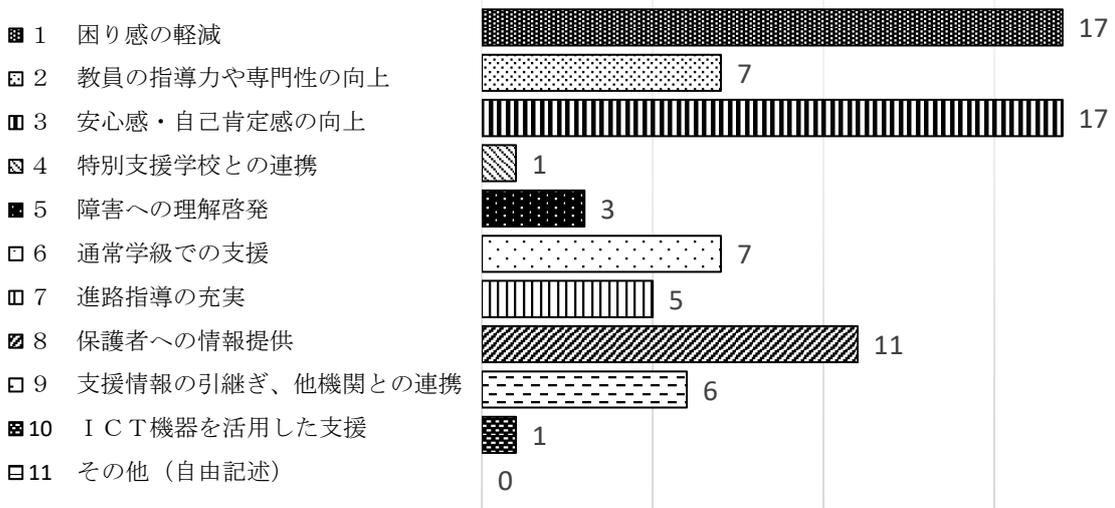
問7 通級指導学級における就学支援ファイルの活用について、保護者としてどのように感じているかお答えください。



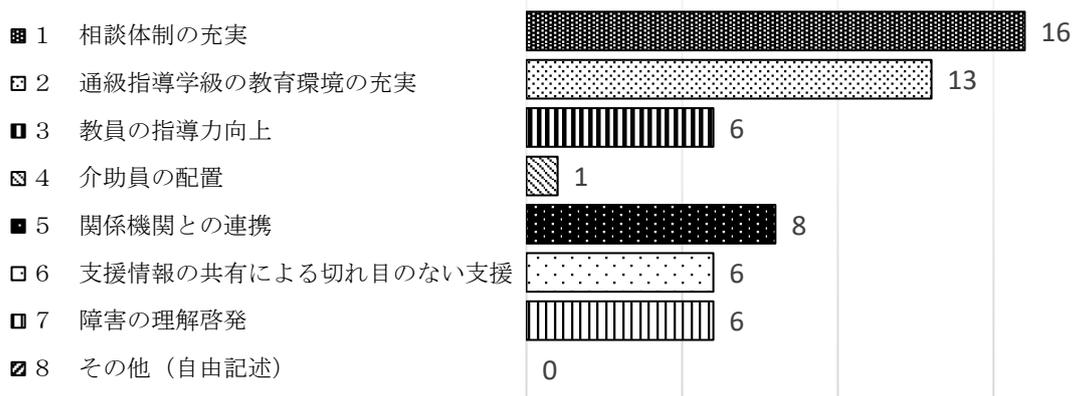
問8 通級指導学級における学校と家庭との連携について、保護者としてどのように感じているかお答えください。



問9 保護者として通級指導学級に期待することをお答えください。(複数回答)



問10 東久留米市における通級指導学級の推進や充実に向け、東久留米市教育委員会に期待することをお答えください。(複数回答)



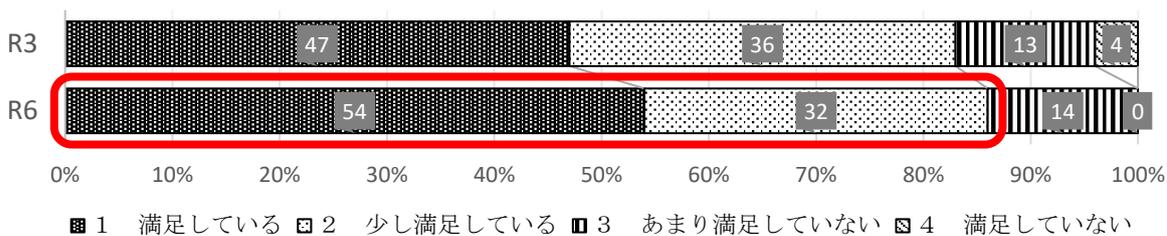
3. 結果総括

◆ 学習の進め方について

いずれの特別支援学級等においても、学習の進め方に関する設問に肯定的な回答をした児童・生徒及び保護者の割合が約85%を上回りました。また、同設問に「満足」と回答した保護者の割合が前回調査よりも増加しました。(関連する設問:①ーア問2、イ問2、ウ問2、②ーア問4、イ問4、ウ問4)

【例】②ーア問4

特別支援学級における学習の進め方について、保護者としてどのように感じているかお答えください。



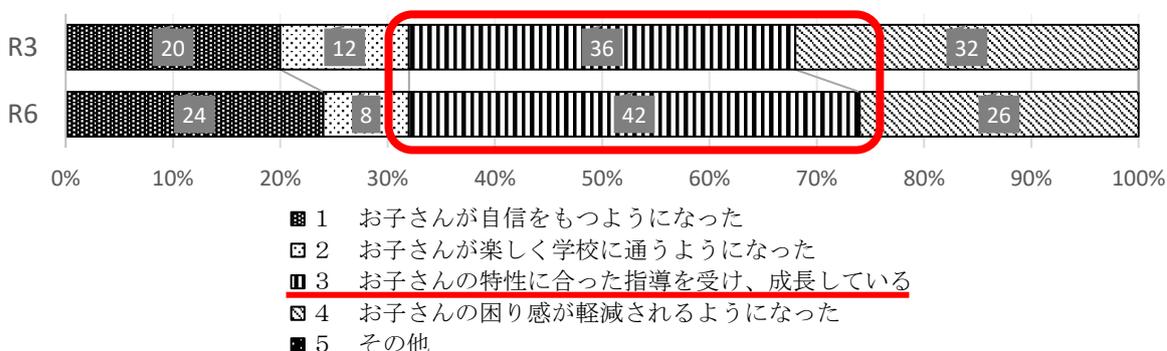
小学校における情緒固定学級の増設や拠点校方式による特別支援教室の全校展開から一定期間が経過し、教員研修や学校間の情報交換等をとおして、各学校における学習の進め方が定着してきたことが要因の一つと考えられます。

◆ 特性に合った指導について

いずれの特別支援学級等においても、この学級でよかったことに関する設問に、児童・生徒が「自分に合ったことが学べる」と回答しました。また、特別支援学級等で指導を受けてよかったことに関する設問に「お子さんの特性に合った指導を受け、成長している」と回答した保護者の割合が、前回調査と同等又は増加しました。(関連する設問:①ーア問1、イ問1、ウ問1、②ーア問3、イ問3、ウ問3)

【例】②ーイ問3

お子さんが特別支援教室で指導を受けることで、保護者としてよかったと感じていることについて、お答えください。(複数回答)



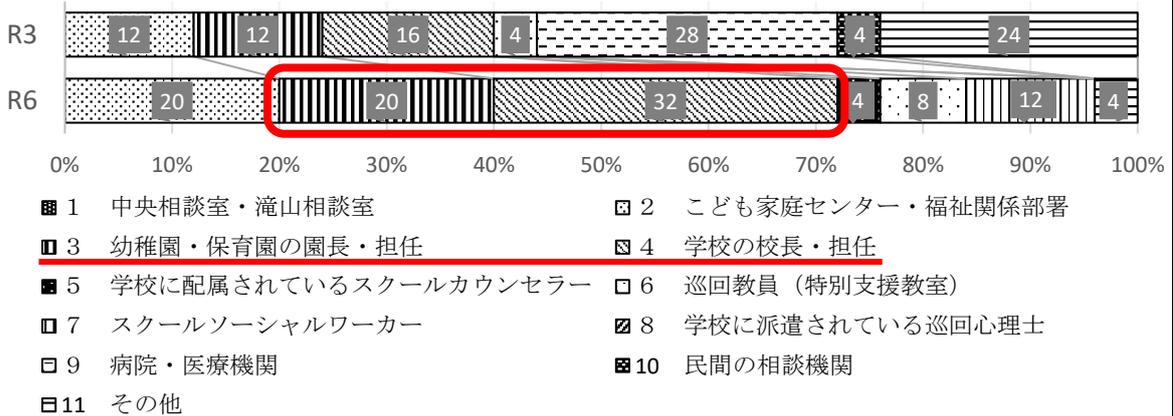
これまでの教員研修や、校務のICT化が加速したことに伴い、国や都の指導資料や研修動画等が容易に入手できるようになったことから、特別支援学級等における専門的な指導が従前よりも充実してきたことが要因の一つと考えられます。

◆ 特別支援学級等を選択する際の相談機関について

特別支援学級等を選ぶにあたっての相談機関に関する設問に、特別支援学級は「病院・医療機関」、通級指導学級及び特別支援教室は「園長又は校長及び担任」と回答した保護者の割合が最多となり、前回調査と同等又は増加しました。(関連する設問:②ーア問2、イ問2、ウ問2)

【例】②ーウ問2

通級指導学級を選ぶにあたって、就学相談員以外で相談した機関等について、お答えください。(複数回答)



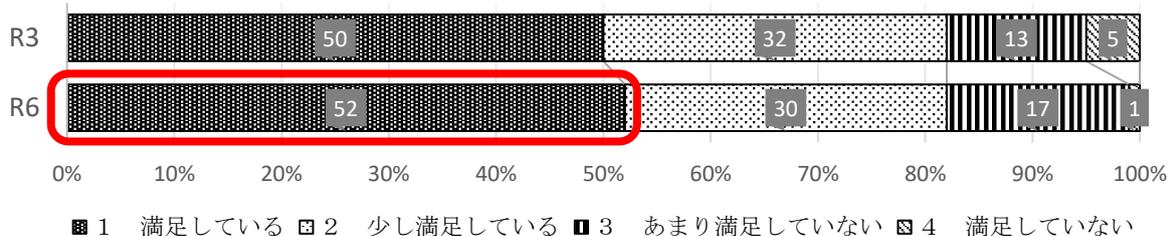
特別支援学級の転籍に伴う障害等の診断は医師が行うことや、通級指導学級及び特別支援教室の利用を検討する契機が就学相談時に多いことが要因の一つと考えられます。また、幼児・児童・生徒の状況や希望する学級等の情報について、保護者と幼稚園・保育園等、小・中学校の話合いが多く持たれていることが分かります。

◆ 学習環境について

いずれの特別支援学級等においても、掲示物、教材等を含む学習環境に関する設問に「満足」と回答した保護者の割合が、前回調査よりも増加しました。また、「タブレットを使ってほしい」と回答した特別支援学級の児童・生徒は86人に上り、「ICT機器を活用した授業や学習支援」等に期待する保護者が、特別支援学級は21人、通級指導学級は0人、特別支援教室は23人となりました。(関連する設問:①ーア問4、②ーア問5、ア問11、イ問5、イ問11、ウ問5)

【例】②ーア問5

特別支援学級における学習環境、掲示物、教材等について、保護者としてどのように感じているかお答えください。



ユニバーサルデザインの考え方が浸透したことに伴い、特性に応じた学習環境の整備が進んできた一方、ICT機器については導入してから期間が短いことが要因の一つと考えられます。

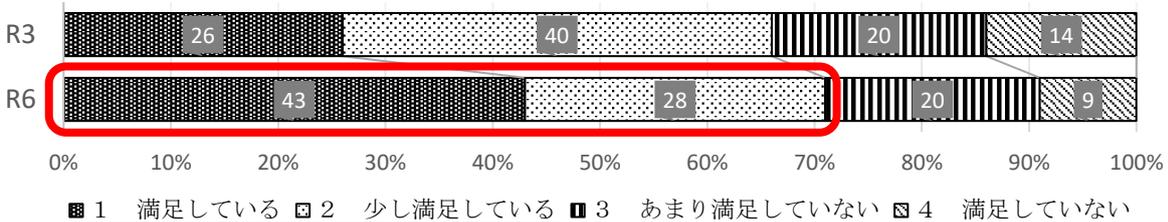
◆ 交流の取組について

特別支援学級における交流の取組に関する設問については、肯定的な回答をした児童・生徒の割合が約85%を上回り、「ほかの学年やクラスとの活動を増やしてほしい」と回答した児童・生徒が57人に上りました。また、同設問に肯定的な回答をした保護者の割合は約75%となり、前回調査よりも増加してはいるものの、依然、一定数の保護者は、さらなる交流を求めており、「通常の学級との交流や共同学習」に期待している保護者が40人に上りました。

(関連する設問:①ーア問3、ア問4、②ーア問9、ア問11)

【例】②ーア問9

特別支援学級における交流の取組（通常の学級で授業を受ける機会）について、保護者としてどのように感じているかお答えください。



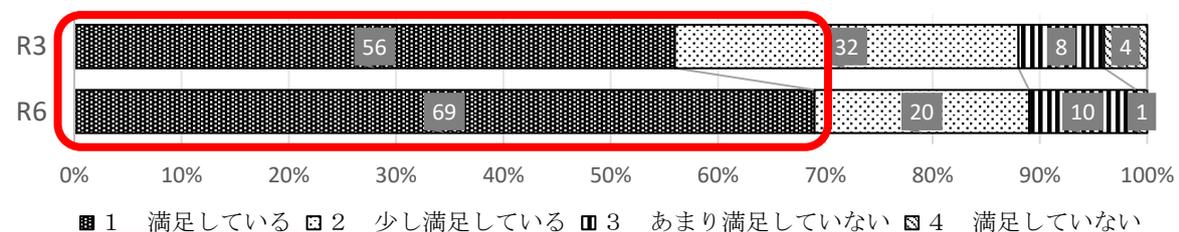
特別支援学級設置校においては、特別支援学級と通常の学級の交流及び共同学習を教育課程に位置付け、計画的に実施するとともに、その様子について保護者とも情報共有しています。一方で、学年が上がるにつれて直接的な交流が減るなどの課題があります。

◆ 学校と家庭との連携等について

いずれの特別支援学級等においても、就学支援シートや就学支援ファイル等の活用及び学校と家庭との連携に関する設問に「満足」と回答した保護者の割合が、前回調査よりも増加しました。一方で、いずれの特別支援学級等においても、同設問に肯定的でない回答をした保護者の割合が10%前後となりました。(関連する設問:②ーア問8、ア問10、イ問8、イ問10、ウ問7、ウ問8)

【例】②ーア問10

特別支援学級における学校と家庭との連携について、保護者としてどのように感じているかお答えください。



就学支援シートや就学支援ファイル等は、幼児・児童・生徒の実態だけでなく、これまでの指導の状況、保護者の願い、必要とされる配慮事項等を記入するものであることから、就学後、進級・進学後にも内容を保護者と共有し、効果的に活用する必要があります。

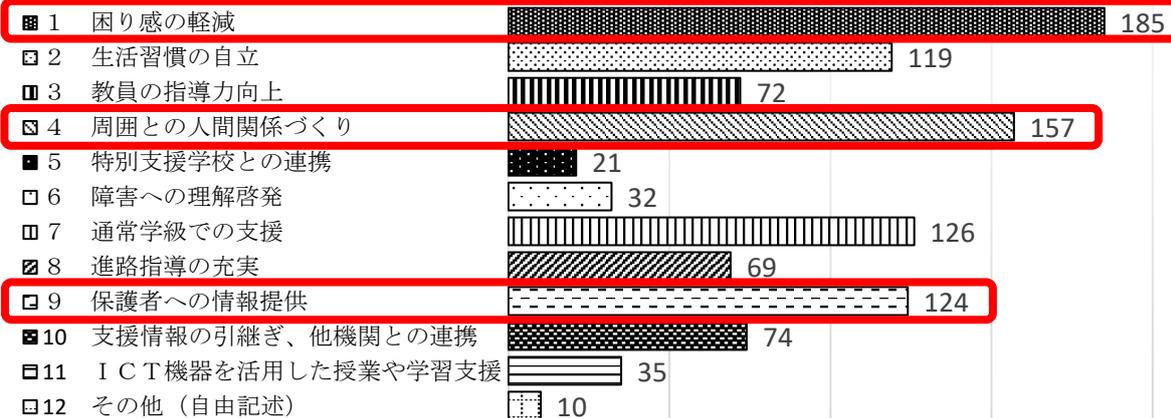
◆ 特別支援学級等への期待について

保護者が特別支援学級等に期待することについては、特別支援学級は「生活習慣の自立」及び「周囲との人間関係づくり」、通級指導学級は「困り感の軽減」及び「安心感・自己肯定感の向上」、特別支援教室は「困り感の軽減」及び「周囲との人間関係づくり」が回答の上位となり、いずれの特別支援学級等においても、「保護者への情報提供」が多い回答となりました。

(関連する設問:②ーア問11、イ問11、ウ問9)

【例】②ーイ問11

保護者として特別支援教室に期待することをお答えください。(複数回答)



障害等の特性に直結する内容に期待する保護者が多い一方で、特別支援教室等からの情報提供に肯定的でないという回答した保護者の割合が一定数あることから、保護者への情報提供については工夫・改善の余地があることが要因の一つと考えられます。

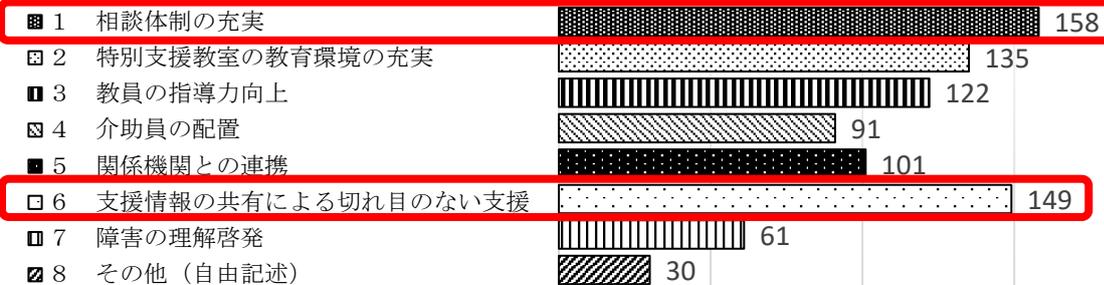
◆ 東久留米市への期待について

保護者が東久留米市に期待することについては、特別支援学級は「教育環境の充実」、通級指導学級及び特別支援教室は「相談体制の充実」が回答の上位となり、いずれの特別支援学級等においても、「切れ目のない支援」が同じく回答の上位となりました。

(関連する設問:②ーア問12、イ問12、ウ問10)

【例】②ーイ問12

東久留米市における特別支援教育の推進や充実に向け、東久留米市教育委員会に期待することをお答えください。(複数回答)



これまでの取組により、東久留米市の特別支援教育に対して、一定の評価はいただいておりますが、変化・進展する社会の中で、幼児・児童・生徒及び保護者の願いに寄り添い、切れ目のない特別支援教育の実現に向けて期待が大きいことが分かります。

第2次計画では前掲の3つの指針の達成に向けて、特別支援教育の推進に取り組みました。その結果、管理職(校長・副校長)や特別支援教育コーディネーターを核とした校内委員会が各学校で定着し、特別な支援が必要な児童・生徒への指導・支援について組織的に進めていく支援体制の構築が図られました。

また、研修を通じた教員の指導力の育成とともに、介助員や必要に応じて看護師等を配置することで、特別支援教育を推進する支援体制の整備を進めました。

さらに、全市立中学校に特別支援教室の設置を完了し、小・中学校を通して一貫した特別支援教育の一層の充実を図りました。

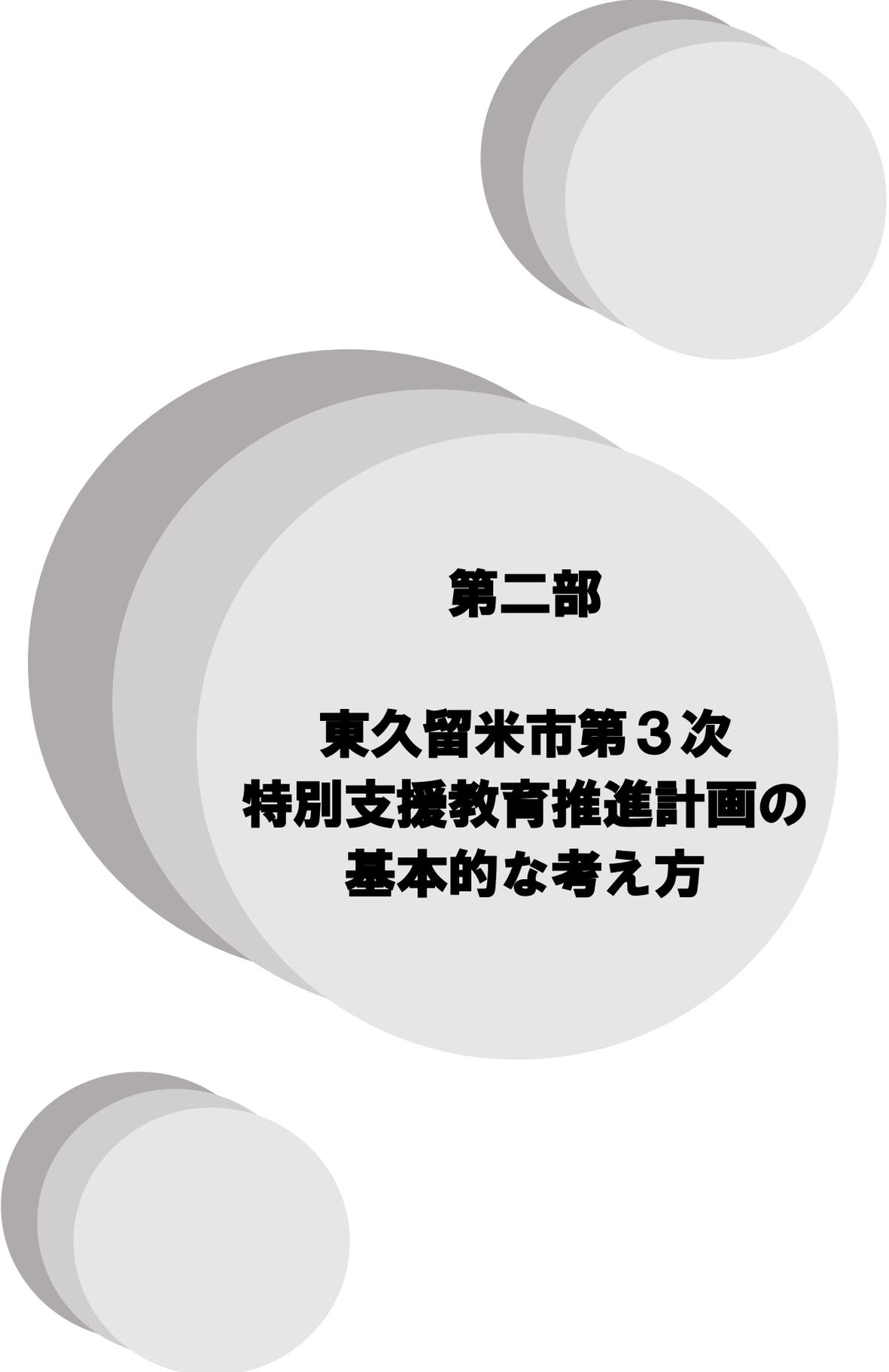
そして、巡回相談や就学相談による相談体制に加え、幼稚園・保育園等と小学校との連携や医療機関や訪問看護ステーションとの連携等、切れ目のない支援の実現を目指した地域連携を促進しました。

その一方で、本市における就学相談や特別支援教育に関わる教育相談の件数の増加傾向は続いており、特別支援学級・特別支援教室を利用する児童・生徒数は、増加傾向にあります。

また、特別な支援が必要な児童・生徒の様態や教育的ニーズが、多様化してきている現状もあります。さらに、GIGAスクール構想※25に基づくICTを活用した教育環境の整備など社会を取り巻く状況は大きく変化しています。これらの状況の変化に適切に対応した特別支援教育を推進する必要があります。

このことから、特別支援教育を推進する校内体制や特別支援学級・特別支援教室における特別支援教育に加え、通常学級での支援やユニバーサルデザインを踏まえた授業改善と環境づくりの更なる充実を図っていく必要があります。そして、障害の有無にかかわらず、すべての児童・生徒の自立と社会参加を見据え、共生社会の実現に向けた取組について、より一層促進していくことが求められます。

そのため、「東久留米市第2次特別支援教育推進計画」に続く、「東久留米市第3次特別支援教育推進計画」を策定し、一人一人の能力と可能性を最大限伸長する特別支援教育を更に推進していきます。



第二部

東久留米市第3次 特別支援教育推進計画の 基本的な考え方

第1章 推進計画の基本的な考え方

1. 基本理念 『共生社会の実現』

障害のある子供が個々の教育的ニーズに応じた指導が受けられるよう多様な教育の充実を図るとともに、社会的自立を図ることができる力や地域の一員として生きていける力を培うことができる教育の充実を図り、共生社会の実現をめざします。

また、児童・生徒の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われる学校づくりを目指すとともに、児童・生徒の健やかな学びと育ちを支える教育環境・教育条件の整備充実を図ります。

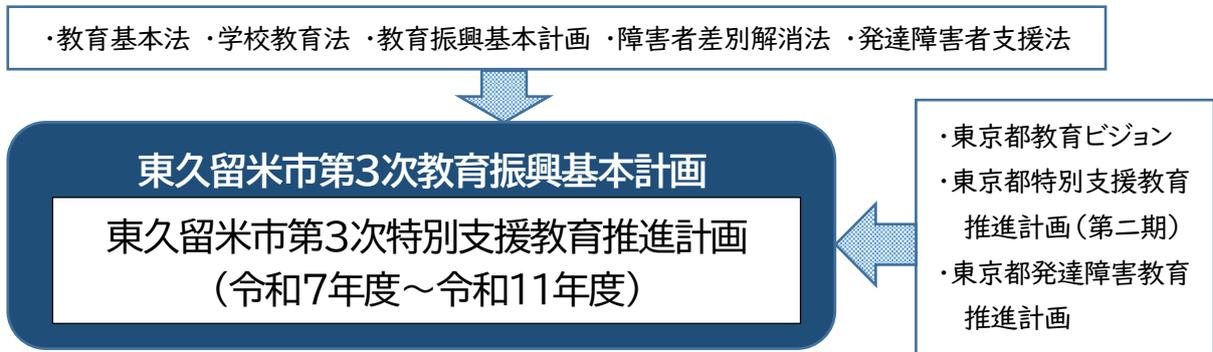
2. 計画期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間として策定します。この計画期間中、国・東京都における新たな計画の策定や本市の長期総合計画や教育振興基本計画等の改訂により、大きな施策の見直し等があった際には、必要に応じて見直しを行います。

	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11
東久留米市第5次長期総合計画	基本構想(令和3～12年)・基本計画(令和3～7年)								
教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱	改訂(令和4年7月)								
東久留米市地域福祉計画	第3次改訂				第4次改訂				
東京都特別支援教育推進計画	(第二期)・第一次実施計画 (第二期)・第二次実施計画								
東久留米市教育振興基本計画	第2次計画				第3次計画				
東久留米市特別支援教育推進計画	第1次計画	第2次計画			第3次計画				

3. 計画体系図

本計画は、東久留米市における特別支援教育の理念と具体的な推進計画を併せもつ、総合的な計画です。また、「東久留米市第3次教育振興基本計画」の個別計画として位置付けています。



4. 6つの推進プラン

本計画においては、「東久留米市第3次教育振興基本計画」の「Ⅰ子どもの未来を育む学校教育 Ⅰ 人権尊重の精神の涵養と健やかな心と体の育成 【基本施策1】個性を認め合う教育の推進 ④特別支援教育の充実」のもと、これまで取り組んできた特別支援教育の更なる推進を図るという観点から、「6つの推進プラン」を設定します。

推進プラン1	相談事業の充実
推進プラン2	特別支援教育の校内支援体制の充実
推進プラン3	交流及び共同学習の推進
推進プラン4	多様な教育的ニーズのある児童・生徒への指導力の向上
推進プラン5	インクルーシブ教育システム構築をめざした多様な教育環境の整備
推進プラン6	地域や関係機関と連携した支援体制の推進

「東久留米市第3次教育振興基本計画」Ⅰ子どもの未来を育む学校教育
Ⅰ 人権尊重の精神の涵養と健やかな心と体の育成 【基本施策1】個性を認め合う教育の推進 ④特別支援教育の充実

【施策の方向性】

ア) 個に応じた指導・支援の充実

- 「東久留米市第2次特別支援教育推進計画」に基づき、特別な支援を要する児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を充実させます
- 個々の児童・生徒の実態に応じて、個別の指導計画を作成し、きめ細やかな指導を行います。
- これまでの就学相談や判定会のシステムをより充実させるとともに、小中学校間の連携や、特別な支援を必要とする児童・生徒が安心して生活し、学ぶことができるよう、関係機関との連携を強化し、切れ目のない指導・支援体制を整備・充実します。
- 臨床心理士、就学相談員、都立特別支援学校等の特別支援教育コーディネーター、看護師等の多様な人材による支援体制の整備を行います。

イ) インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

- インクルーシブ教育システム構築の理念を実現するために、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に学ぶ機会を増やすことを追求します。
- 一人ひとりの教育的ニーズに応える指導を提供できるよう教育環境を整備し、教員の指導力を向上させ、児童・生徒の自立と社会参加の力を育てます。
- すべての子どもにとって分かりやすい授業を行うため、授業のユニバーサルデザイン化の徹底を図ります。

第2章

施策と具体的な取組

1. 「6つの推進プラン」の目標

「6つの推進プラン」では、それぞれ令和7年度から11年度にかけて達成を目指す目標を設定します。

推進プラン1 相談事業の充実	(1) 教育相談の一層の充実 (2) 就学相談及び就学相談委員会の充実 (3) 就学支援シートを活用した支援の充実
推進プラン2 特別支援教育の校内支援体制の充実	(1) 校内委員会の充実 (2) 学校生活支援シートの活用 (3) 学校支援チーム等による学校等支援の充実 (4) 学校介助員、エデュケーションアシスタント等の配置と活用
推進プラン3 交流及び共同学習の推進	(1) 校長のリーダーシップに基づく実施体制の構築 (2) 固定学級と通常の学級との交流の活性化 (3) 都立特別支援学校との副籍交流
推進プラン4 多様な教育的ニーズのある児童・生徒への指導力の向上	(1) 全教員の特別支援教育の視点での指導力の向上 (2) 特別支援教育コーディネーターの資質の向上 (3) 特別支援教室における巡回指導教員と巡回校及び在籍学級担任との連携強化 (4) 幼保小中の連携による一貫性のある支援の充実
推進プラン5 インクルーシブ教育システム構築をめざした多様な教育環境の整備	(1) 特別支援教室の指導の充実 (2) 特別支援学級の指導の充実 (3) 通級指導学級(難聴学級・言語障害学級)の充実 (4) 医療的ケア児への支援の充実
推進プラン6 地域や関係機関と連携した支援の推進	(1) 保護者や地域に対する理解啓発 (2) センター機能としての都立特別支援学校との連携 (3) 医療・こども家庭センター・福祉等の関係機関との連携 (4) 特別な教育的ニーズのある児童・生徒の不登校支援

2.「6つの推進プラン」の内容

推進プラン1 相談事業の充実

児童・生徒が安心した学校生活を送るとともに、個々の教育的ニーズを把握し適切に支援するために、教育相談に関する体制を充実させることが大切です。

特別支援教育を推進する体制の一端として、スクールカウンセラー、中央相談室及び滝山相談室における相談員、スクールソーシャルワーカー等の周知が図られ、必要なケースが支援を受けやすくなるために適切に機能することが必要です。

(1)教育相談の一層の充実

教育相談室では、発達や障害にかかわる相談のほか、不登校、いじめ、子育ての悩みなど児童・生徒の学校や家庭生活を巡る様々な相談を受けています。幼児期からの切れ目のない相談支援を推進するとともに、心理士の配置の工夫・拡充を行うなど、総合的・専門的な相談体制の充実を図っていきます。

《主な取組例》

- 就学支援シートの活用による就学前機関から小学校への円滑な連携
- 就学支援シートの継続した見直し・改訂による円滑且つ一貫性のある支援
- 小学校での就学支援シートの活用

(2)就学相談及び就学支援委員会の充実

就学相談は今どこで学ぶのかを考えるだけでなく、その児童・生徒の将来を見据えて、どのような力が身に付いてほしいのかを保護者の方と一緒に考える場でもあります。小学校や特別支援学校での指導経験がある元教員や臨床心理士等の専門性の高い相談員の配置により相談力の向上を図るとともに、各学校や医療機関、子育て支援課(保育)、障害福祉課(わかくさ学園)等の関係機関と連携して、児童・生徒の適切な就学・転学に向けた就学相談機能の強化を図ります。

《主な取組例》

- 市報「ひがしくるめ」・市ホームページ等による就学・教育相談についての周知徹底
- 児童・生徒や保護者のニーズを踏まえた心理相談、情報提供、学校やこども家庭センター等の関係機関との連携
- 不登校児童・生徒の相談体制の充実(各校の別室登校教室や適応指導教室の活用)

(3)就学支援シートを活用した支援の充実

小学校の就学にかかわる保護者に対して、早期の発達の課題の気づきや保護者の不安感の軽減等への対応や支援のために、「就学支援シート」の効果的な活用を図り、就学前から小学校入学、学齢期へのスムーズな移行ができるようにサポートします。児童・生徒の成長の過程で関係諸機関が相互に連携し、保護者と関係諸機関が共通理解のもと支援を継続していくことで、切れ目のない支援の実現をめざします。

《主な取組例》

- 関係機関等と連携した就学前の保護者への早期の就学相談に関する情報提供の実現
- 就学相談に関するリーフレット等の発行、配布による理解啓発
- 幼稚園・保育園の教員及び保護者への学校公開「オープン！年生の日」※16の設定

推進プラン2 特別支援教育の校内支援体制の充実

学校の特別支援教育の充実を図る上で、校内委員会※26の機能はとても重要です。校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、特別な支援を必要とする児童・生徒の実態把握や支援方法を検討・共有するため、すべての学校で校内委員会を実施します。

(1)校内委員会の充実

特別な教育的ニーズのある児童・生徒に対しては、各学校の校内委員会において、個別指導計画※27や実態把握のチェックリスト等を活用し、合理的配慮を行いながら情報共有や指導方針の検討等を行っています。校内員会では、保護者の意向も踏まえ、特別支援教室の利用や一人一人に適した学びの場の検討を行い、必要に応じて転学相談につなげます。

《主な取組例》

- 校内委員会の計画的な開催と困り感に寄り添った組織的対応の実現
- 臨床心理士、教育アドバイザー、スクールソーシャルワーカー、指導主事等で編成した組織による巡回相談(ステップくるめ)及び巡回臨床心理士※28等の助言に基づく指導方法の工夫や適正な判断の実現
- 学校と保護者、関係機関等との連携強化

(2)学校生活支援シートの活用

各学校において、特別支援教育推進役となる特別支援教育コーディネーターを中心に、校内の特別支援体制の充実に取り組むとともに、学校生活支援シート(個別の教育支援計画)や連携型個別指導計画※29を着実に活用して、一人ひとりに応じた指導・支援を進めます。

《主な取組例》

- 一人一人の教育的ニーズに対応するためのきめ細やかな教育目標や指導内容・方法を盛り込んだ学校生活支援シート(個別の教育支援計画)や連携型個別指導計画に基づいた指導・支援の徹底
- 保護者や関係機関と連携した学校生活支援シート(個別の教育支援計画)の作成
- 学校生活支援シート(個別の教育支援計画)や連携型個別指導計画の保護者との共有と学校間の引継ぎの徹底

(3)「ステップくるめ」等による学校支援の充実

小・中学校に臨床心理士、教育アドバイザー、スクールソーシャルワーカー、指導主事等で編成した組織による巡回相談(ステップくるめ)を定期(定期訪問)又は要請に基づいて行い(随時訪問)、適切な指導・助言を行います。また、専門的な見地からの助言が必要な場合、スクールカウンセラー、巡回臨床心理士、こども家庭センターや障害福祉課等の関係諸機関等と連携し、指導助言を行います。

《主な取組例》

- 「ステップくるめ」等の訪問支援事業についての学校への理解啓発
- 「ステップくるめ」等の訪問支援における巡回講師の拡充

(4)介助員、エデュケーションアシスタント等の配置と活用

全小学校に介助員、エデュケーションアシスタント、学力パワーアップサポーター等を配置し、個に応じた適切な指導・支援ができるよう校内の支援体制の充実を図ります。また、全小・中学校において、通常学級や特別支援学級における特別な支援を必要とする児童・生徒に対して、学校生活支援シート(個別の教育支援計画)に基づき、介助員を配置し、学習面や行動面での支援を図ります。

《主な取組例》

- 一人一人の児童・生徒の困り感等を踏まえた介助員、エデュケーションアシスタント等の適正配置の実現
- 学級担任等と介助員、エデュケーションアシスタント等との緊密な連携によるきめ細やかな支援の実現

推進プラン3 交流及び共同学習の推進

東久留米市は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現をめざしています。また、学習指導要領等においては、交流及び共同学習^{※30}の機会を設け、共に尊重しあいながら協働して生活していく態度を育むようにすることとされています。特別支援学級設置校においては、特別支援学級の児童・生徒が、通常の学級の児童・生徒と共に学習する取り組みを行うとともに、都立特別支援学校と連携した副籍交流を行っています。

(1)校長のリーダーシップに基づく交流及び共同学習の実施体制の構築

障害のある子供と障害のない子供がふれあい、共に活動する交流及び共同学習は、すべての子供たちにとって経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会になります。交流及び共同学習を推進することによって、豊かな人間形成に資するとともに、校長の明確な経営方針のもと学校全体の教育活動の活性化を図ります。

《主な取組例》

- 交流及び共同学習の意義やねらい等についての理解促進
- 交流及び共同学習の各教科等の年間指導計画への位置付け及び「個に応じた交流計画」の作成
- 特別支援学級設置校における「交流及び共同学習実践報告会」の開催

(2)固定学級と通常の学級との交流の活性化

特別支援学級設置校においては、校内での交流及び共同学習により、特別支援学級に在籍する児童・生徒が、通常の学級に在籍する児童・生徒と共に学習する取組を行っています。児童・生徒の発達段階や実態に考慮しつつ、直接的な交流を促進し、互いを尊重し合える関係を構築することで、共生社会の実現をめざします。

《主な取組例》

- 学校の全教育活動をとおして行われる人権教育や道徳教育などとおしたすべての児童・生徒への障害理解教育の推進
- 各小・中学校におけるインクルーシブ教育に関する取り組みについての情報発信
- 教育委員会によるインクルーシブ教育の推進に向けた積極的な指導・助言

(3)都立特別支援学校との副籍交流

年度当初に、特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者へ、居住する地域の学校との交流活動の有無を確認し、在籍する都立特別支援学校と居住する地域の市立小・中学校で連携して交流を行っています。両校の特別支援教育コーディネーターを中心に、連携を密にし、児童・生徒がより互いを理解し合える直接・間接交流を行っていきます。

《主な取組例》

- 副籍制度^{※31}の実施に向けた校内での周知徹底
- 日常の学校生活、学校行事、一人1台端末の利用などの交流の機会・方法の工夫
- 各学校の交流における好事例の共有

推進プラン4 多様な教育的ニーズのある児童・生徒への指導力の向上

特別支援教育に関する知識や児童・生徒の障害に応じた指導・支援の知識は、インクルーシブな教育が推進される上で、すべての教員にとって必要なことです。児童・生徒の特性を理解し、適切な指導と支援を行うため、特別支援教育にかかる研修や、特別支援教室・学級の担任と通常の学級の担任の相互の連携をとおして、障害についての理解啓発を行います。

更に、児童・生徒一人ひとりの困難さや障害特性に応じた合理的配慮を推進するとともに、ICT機器についても効果的な活用を図っていきます。

(1)全教員の特別支援教育の視点での指導力の向上

多様な児童・生徒へより適切な指導・支援を行うためには、全教員に特別支援教育の視点を踏まえた指導力の向上が求められます。また、特別支援教育の視点で行う学校経営、学級経営は、すべての児童・生徒にとって分かりやすい授業、過ごしやすい学校・学級づくりにつながります。すべての教員が合理的配慮に基づいた授業の工夫や、誰もが分かりやすい・理解しやすい授業を実現できるように教員の指導力の向上を図ります。

《主な取組例》

- 職層研修等による特別支援教育研修の拡充
- ユニバーサルデザインの考えを取り入れた授業改善の推進
- 特別支援教育に関する学校評価の実施

(2)特別支援教育コーディネーターの資質の向上

校内における特別支援教育と校内委員会の推進役を担うのが特別支援教育コーディネーターです。その専門性の向上を図るための研修に継続して取り組むとともに、校長は、特別支援教育コーディネーターが校内で組織的に機能するよう努めます。

《主な取組例》

- 特別支援教育コーディネーターの研修の充実
- 各校の特別支援教育コーディネーター間の情報交換の場の設定
- 特別支援教育コーディネーターを中心とした学校の組織的な支援体制の推進

(3)特別支援教室における巡回指導教員と巡回校及び在籍学級担任との連携強化

市立小・中学校に設置している特別支援教室では、巡回指導教員や特別支援教室専門員により、児童・生徒の学習状況を記録し、在籍学級担任及び保護者と共有しています。巡回指導教員と在籍学級担任が児童・生徒の困り感を共有し、児童・生徒の9年間を見据えて計画的に指導計画を立案するとともに、実態に応じて指導・支援を工夫し、柔軟に対応できるよう連携を強化します。

《主な取組例》

- 専門性を高める研修等とおした巡回指導教員の指導力向上
- 全教職員の特別支援教育の理解による組織的な校内委員会の運営
- 巡回指導教員の通常の学級での支援の推進

(4)幼保小中の連携による一貫性のある支援の充実

特別な教育的ニーズのある児童・生徒にとって、就学先、進学先の新たな学びの場でのスタートをスムーズに切るためには、それまでの支援を継続することが大切で、学校間における連携が必要となります。幼稚園や保育園等と小学校、小学校と中学校の連携を密にし、誰もが乳幼児期から就学・進学・就労などの節目で困ることのないよう、一人ひとりの特性に応じた「切れ目のない支援」を行う支援体制の充実を図ります。

《主な取組例》

- 就学支援シートや学校生活支援シート(個別の教育支援計画)の確実な引継ぎ及び活用
- 「オープン1年生の日」「小中連携の日」※32を活用した幼保小や小中の連携の強化
- 小・中学校と教育相談室、スクールソーシャルワーカー、福祉等の関係諸機関との情報共有

推進プラン5 インクルーシブ教育システム構築をめざした多様な教育環境の整備

児童・生徒のもてる力を最大限に伸ばすには、一人一人の教育的ニーズに基づいた指導体制の確立と充実が必要です。特別支援学級や特別支援教室、そして通常の学級を含むすべての市立小・中学校において、その児童・生徒の特性や障害に応じた適切な指導や学習の機会が得られるよう、教員の指導力の向上と学校における指導・支援体制の更なる充実を図り、インクルーシブな教育を推進します。また、特別支援教育推進委員会(特別支援学級部会・特別支援教室部会)を年2回程度開催し、それぞれの学級又は教室の好事例や課題意識を共有し、課題解決に向けた取組を推進することで、特別支援教育の核となる人材を育成します。

(1)特別支援教室の充実

小学校における特別支援教室の指導体制は、小学校12校のうち4校を巡回拠点校として、巡回指導を行っています。中学校では、7校のうち2校を巡回拠点校として巡回指導を行っています。特別支援教室における支援力を向上させ、一人ひとりの特性に応じた指導の充実を図ります。

《主な取組例》

- 巡回指導教員に対する管理職による日常的な指導及び研修等の充実
- 一人1台端末を活用した活動等個々の課題に応じた指導・支援方法の工夫・改善
- 連携型個別指導計画を活用した通常の学級での支援の推進

(2)特別支援学級の充実

小学校における特別支援学級(知的障害)の指導体制は、小学校12校のうち4校、中学校では、7校のうち2校で行っています。また、特別支援学級(自閉症・情緒障害)は小学校2校に設置しています。特別支援学級における支援体制の充実を図るために、学級数や在籍数、また児童・生徒の実態に応じて、環境を整備し、介助員を配置するとともに、特別支援学級での指導力・支援力を高めるために研修を実施します。

《主な取組例》

- 担当教員に対する管理職による日常的な指導及び研修等の充実
- 一人1台端末を活用した活動等個々の課題に応じた指導・支援方法の工夫・改善
- 通常の学級との交流及び共同学習の推進
- 今後の児童・生徒数やニーズを踏まえた特別支援学級の適正配置の検討

(3)通級指導学級(難聴学級・言語障害学級)の充実

通級指導学級は、小学校1校に「ことばときこえの教室」、中学校1校に「こだま学級(難聴学級)」を設置し、専門性を備えた教員による指導を行っています。今後も研修等をとおして専門性を維持し、安定的な運営を実現できるよう努めます。

《主な取組例》

- 通級指導学級「ことばときこえの教室」「こだま学級」の指導方法の工夫・改善
- 大学教授や言語聴覚士等による教員研修の充実
- 在籍学級や保護者との連携の強化

(4) 医療的ケア児への支援の充実

令和5年3月に「東久留米市立小・中学校における医療的ケアの実施に関するガイドライン」を策定し、必要に応じて、学校、保護者、医療、訪問看護ステーション等と連携しています。学校における医療的ケア児の支援について、安全・安心な学校生活を送ることができるよう関係諸機関と連携し、支援を充実していきます。

《主な取組例》

- 就学相談における医療的ケアにかかる個別課題についてのきめ細やかな検討の実施
- 学校における医療的ケア児の支援についての保護者への周知
- ガイドラインに沿った個に応じた支援のための関係諸機関との連携の強化

推進プラン6 地域や関係機関と連携した支援体制の推進

共生社会の実現に向けては、障害の理解啓発や相互に交流する機会を充実させることが必要です。また、特別な教育的ニーズを必要とする子供たちが、その能力と可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加できる力を身に付けていくためには、学校だけでなく、地域・社会が一体となって相互理解を深めていくことが大切です。

(1) 保護者や地域に対する理解啓発

各小・中学校と家庭や関係機関が連携してより一層の適切な教育を展開することを目的として、特別支援教育に関する家庭や地域への理解啓発を図ります。本市における特別支援教育の取組等について理解を得ることで、家庭や地域と連携した特別支援教育を更に推進していきます。

《主な取組例》

- 保護者、地域等への啓発用リーフレット等の配布
- 学校公開等での特別支援学級・特別支援教室の授業公開
- 学校だよりや学校ホームページ等による特別支援学級・特別支援教室の積極的な周知

(2) センター機能としての都立特別支援学校との連携

都立特別支援学校は、地域の市立小・中学校特別支援教育の充実を図る役割を担っています。都立特別支援学校のセンター的機能を活かし市教育委員会との連携をすすめ、特別支援教育について専門性の高い教員の協力による市立小・中学校教員の指導力の向上や支援の充実を図ります。また、

都立特別支援学校の教員と市立小・中学校の教員の人事交流を行い、相互理解を深めます。

《主な取組例》

- 都立特別支援学校と市内小・中学校特別支援学級の教員の合同研修会の実施
- 都立特別支援学校と市内小・中学校の特別支援学級の教員の異校種間異動の実施
- 都立特別支援学校高等部に関する情報提供及び進路指導の実施

(3)医療・こども家庭センター・福祉等の関係機関との連携

特別な教育的ニーズは様々で、個別の丁寧な対応が必要です。市教育委員会と関係機関による特別支援教育のためのネットワークづくりを推進し、連携体制の充実を図ります。

《主な取組例》

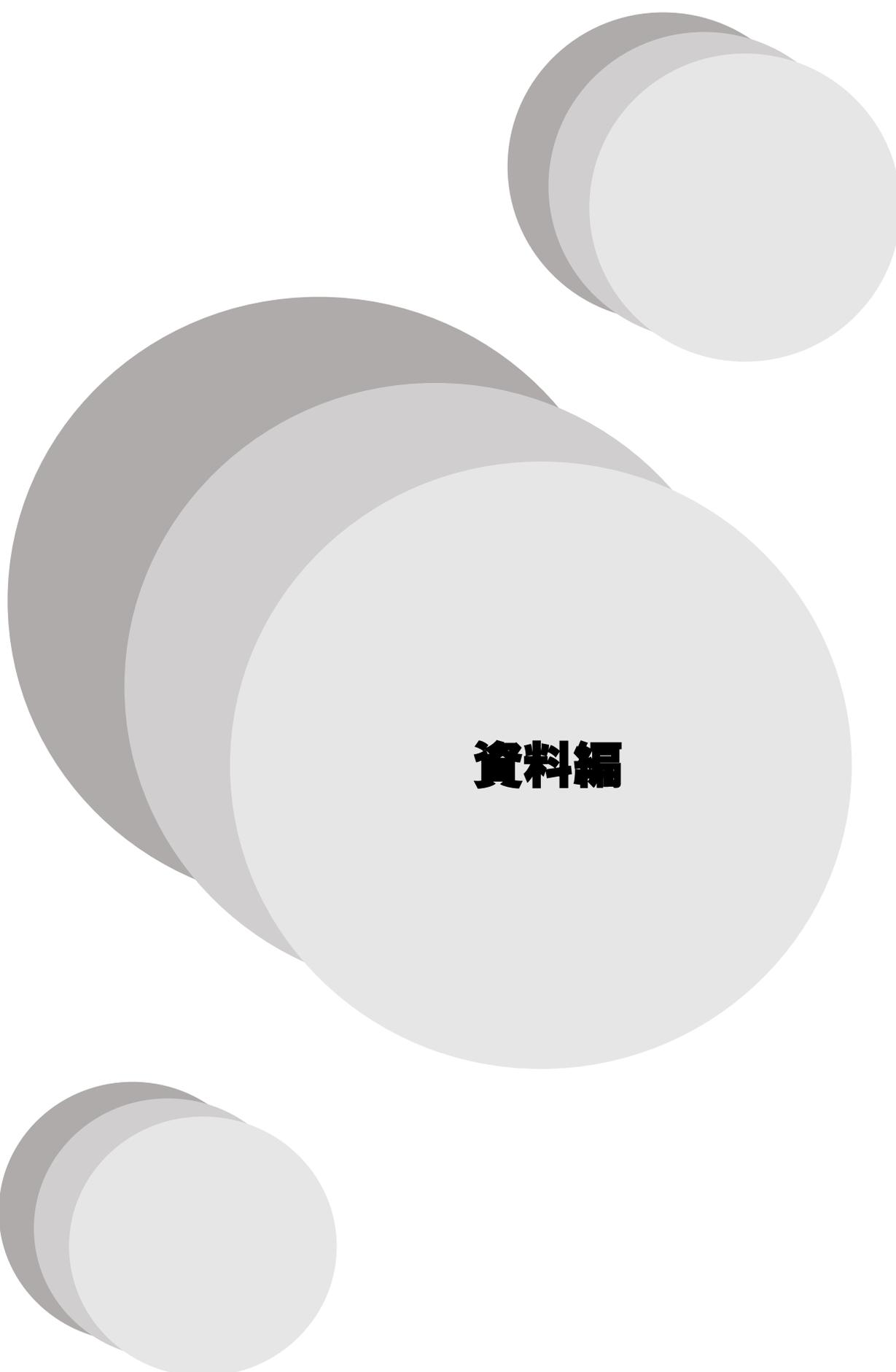
- 就学相談員による児童発達支援センターわかさ学園（療育部門）の訪問観察
- スクールソーシャルワーカーとこども家庭センターとの情報共有
- 指導室と関係部課による定期的な各連絡会の実施

(4)特別な教育的ニーズのある児童・生徒の不登校支援

通常の学級、特別支援学級ともに不登校及び不登校傾向のある児童・生徒への支援体制が必要です。学級における居場所づくり・絆づくりや個に応じた指導・支援を行いながら不登校の未然防止・早期支援に努めていきます。

《主な取組例》

- 「居場所づくり」としての授業改善、「絆づくり」としての特別活動等の充実の実現
- 校長のリーダーシップのもと、組織全体で小さな変化やSOSを見逃さず支援する風土づくり
- オンライン学習、校内別室、学習適応教室、地域の民間施設との連携による学びの場の保障



資料編

○ 資料1(用語解説)

※1 合理的配慮

障害者の権利に関する条約「第二条 定義」において、「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。

障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者や学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことで、障害のある子どもに対し、その状況に応じて学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものである。

※2 インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system) とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。市立小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

(「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」平成24年(2012年)7月 中央教育審議会初等中等教育分科会 より抜粋)

※3 発達障害者支援法

平成17年4月に施行された法律。発達障害者には症状の発現後できるだけ早期の発達支援が特に重要であることに鑑み、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、発達障害者に対し学校教育等における支援を図ることを目的とする。

同法第2条第1項において、「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものと定義されている。

※4 令和の日本型学校教育

令和3年1月、中央教育審議会(答申)」において、社会の急激な変化の中で再認識された学校の役割や課題を踏まえ、2020年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」とし、その姿を「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」としてまとめられた。

ここでは、ICT の活用と少人数によるきめ細かな指導体制の整備により、「個に応じた指導」を学習者視点から整理した概念である「個別最適な学び」と、これまでも「日本型学校教育」において重視されてきた、「協働的な学び」とを一体的に充実することを目指している。

※5 医療的ケア児支援法

令和3年9月に施行された法律。医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加するとともに、医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることに鑑み、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

※6 東京都特別支援教育推進計画

障害のある児童・生徒等の教育に対する都民の期待にこたえるため、都立盲・ろう・養護学校が抱える課題の解決や、小・中学校における特別支援教育の充実への支援の在り方など、これからの都における特別支援教育の推進に関する展望を明らかにする総合的な計画として、平成16年11月に策定された。

令和4年に「東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画」が策定され、「共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成すること」を基本理念として、インクルーシブな教育の推進、医療的ケア児への支援の充実、デジタルを活用した教育の推進など社会状況の変化等に対応した施策を進めることで全ての学びの場における特別支援教育の充実を図ることとしている。

※7 東京都発達障害教育推進計画

平成28年2月、東京都教育委員会が、発達障害教育の充実に向け、策定した計画。「発達障害の全ての児童・生徒が、その持てる力を最大限に伸ばし、将来の自立と社会参加を実現できるよう、適切な教育的支援を行うこと」及び「発達障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が、共に学び合うことができるよう、通常の学級における教育的支援をはじめ、障害の状態に応じた多様な教育の場を拡充すること」を基本理念として、全ての公立学校における発達障害教育に関する施策を展開するものとしている。

※8 東久留米市医療的ケア受入れ方針

令和3年9月施行「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」において各施設の設置者の責務が明らかにされたことから、東久留米市が設置者となる保育所、小中学校、学童保育所、児童発達支援センター等での医療的ケア児の受入れの際の基本的事項について定めたもの。

※9 東久留米市立小・中学校における医療的ケアの実施に関するガイドライン

「東久留米市医療的ケア受入れ方針」に基づき、東久留米市立小・中学校における医療的ケア児の受け入れ及び医療的ケアの実施について、基本的な考え方や各関係機関の役割、事務手続き等について示したもの。学校、保護者、医療機関等の関係者が連携して対応することで、医療的ケア児の学習の機会を確保し、健やかな成長を図るとともに、一人一人のニーズに応じて一体となった支援をすることを目的とする。

※10 特別支援教育コーディネーター

学校長の任命により、学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整役、保護者に対する相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営や推進役等、校内における特別支援教育に関するコーディネータ的な役割を担う教員。

※11 放課後等デイサービス

児童福祉法第6条の2の2第4項の規定に基づき、学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している支援を必要とする障害のある子どもに対して、授業の終了後又は休業日に、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るもの。

※12 保育所等訪問支援事業

平成 24 年の児童福祉法改正で創設された支援で、保育所や幼稚園、認定こども園、学校、放課後児童クラブなど集団生活を営む施設を訪問し、障害のない子どもとの集団生活への適応のために専門的な支援を行う。

※13 就学支援シート

すべての児童が楽しく充実した学校生活を過ごせるように、幼稚園・保育園等と保護者が共同で作成するシート。幼稚園・保育園等での生活の様子や指導状況、保護者の願い等を記入し、小学校に引き継ぐことで、幼児期から学齢期までのスムーズな指導・支援に役立てる。

※14 学校生活支援シート(個別の教育支援計画)

特別な支援を要する幼児・児童・生徒に対し、そのニーズに応じて、適切な指導と必要な支援を行うため、本人や保護者の希望を踏まえながら、長期的な視点に立って、乳幼児期から学校卒業後までの一貫性のある支援を行うことを目的として作成するもの。この作成と活用にあたっては、教育のみならず、福祉、医療、労働等の様々な関係機関が密接な連携を図ることとされている。「学校生活支援シート」は東京都の呼称。

※15 児童発達支援センターわかさ学園

発達に遅れや障害のある乳幼児に早期療育を行うことにより人として豊かな発達を促すとともに、地域のすべての児童の健やかな発達の支援を行うことを目的とした東久留米市の施設。0 歳～6 歳の未就学児を対象に、一人ひとりの状態に合わせて、指導員によるグループ指導を行う通園部門(児童発達支援事業)及び親子療育、相談支援事業、巡回相談、保育所等訪問支援を行う相談部門がある。

※16 オープン1年生の日

幼稚園・保育園等の教職員を対象に、市立全小学校で開催される学校紹介の日。日常の小学校1年生の通常学級、特別支援教室、特別支援学級の様子を参観することで、小学校の特色や雰囲気を知ることができる。

※17 特別支援教育専門員

小学校・中学校において、特別支援教室の円滑な運営に必要な業務(連絡調整、児童の行動観察及び指導記録の作成・報告、個別の課題に応じた教材作製等)及び関係事務処理を行う非常勤職員。

※18 東久留米市研修案内『くるナビ』

東久留米市立小・中学校に勤務する教職員が受講できる市内研修の概要や年間計画をまとめた冊子。

※19 都立特別支援学校のセンター的機能

都内全域(島しょ地区を含む。)を複数のエリアに分割し、それぞれのエリアにおいて、都・区立知的障害特別支援学校(小学部・中学部設置校)を「センター校」として指定した、都と区市町村の連携体制の一つ。センター校は、各エリア内の区市町村教育委員会と緊密な連携を図り、小・中学校、幼稚園、保育所、都立高校、保護者、都民等が抱えるニーズを把握するとともに、それら地域のニーズに適切に対応できる支援策について調整・実施し、地域の特別支援教育推進のための中核的機関としての役割を果たす。

※20 巡回相談(ステップくるめ)

市立小・中学校の通常学級に在籍する特別な支援を要する児童・生徒及びその学級担任等に対する指導・助言やサポートを目的として派遣する指導員。臨床心理士、教育アドバイザー、スクールソーシャルワーカー、指導主事等が指導員として、直接、訪問指導する。

※21 ユニバーサルデザイン

「ユニバーサル」とは「すべてに共通の」、「普遍的な」という意味。年齢、性別、文化、身体状況など、人々が持つさまざまな個性や違いにかかわらず、誰もが利用しやすく、暮らしやすい社会となるよう、まちや建物、もの、しくみ、サービスなどを提供していこうとする考え方のこと。

※22 東久留米スタンダード(学習指導編)

教員向けに、東久留米市教育委員会指導室が独自に作成した1単位時間の授業の進め方のモデル。教員の行う授業の流れや授業内での発問、板書の仕方などの授業の展開を中心に、授業や授業づくりに関わる基本的な事項を簡潔に示したもの。

※23 学力パワーアップサポーター

基礎的・基本的な学力の向上を図るため、市立小・中学校に配置されている非常勤職員。児童・生徒一人一人の個性に応じた、よりきめ細かな指導を行っている。

※24 エデュケーションアシスタント

児童へのきめ細かな対応が必要な小学校の第1学年から第3学年までにおいて、学級担任を補佐し、副担任相当の業務を担うスタッフ。児童一人一人に合わせた学習サポートを行ったり、登下校や休み時間中の児童の様子を見守ったりすることで、児童が安心して学校生活を送れるように支えるとともに、児童の連絡帳確認、教材作成や制作物の掲示等、学校における様々な業務にも携わっている。

※25 GIGAスクール構想

教育における ICT 環境の充実を図り、教員や児童・生徒の力を最大限に引き出すことを目指す取組。文部科学省より令和元年に提唱され、全国の小・中学校、高等学校などにおいて高速大容量の通信ネットワークを整備、児童・生徒1人に対して1台のコンピュータまたはタブレット端末の整備が進められてきた。

※26 校内委員会

校長や特別支援教育コーディネーター等が中心となり、特別な教育的ニーズのある児童・生徒の実態把握及び支援の在り方等について検討するための校内組織。

※27 個別指導計画

個々の児童・生徒の実態に応じて、適切な指導を行うために学校で作成されるもの。障害のある児童・生徒一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために、学校と保護者が連携して作成する。

※28 巡回臨床心理士

都内公立小学校・中学校において、発達障害の児童・生徒等特別な指導・支援を必要とする全ての児童・生徒 について、児童・生徒が抱える学習面・生活面の困難を的確に把握し、その困難に対応した専門的な指導・支援を実施するための助言を行う。

※29 連携型個別指導計画

特別支援教室や通級指導教室での指導をより効果的なものにし、その成果を在籍学級での授業や生活に活かしていくために、在籍学級の担任教員と特別支援教室又は通級指導学級の担任教員が連携して作成する個別指導計画。特別支援教室又は通級指導教室と、在籍学級とが児童・生徒の実態を共有し、指導に一貫性をもつことができるようにする。

※30 交流及び共同学習

小学校学習指導要領(平成 29 年告示)に、「イ 他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。(総則第5節2の②学校相互間の連携や交流)」と、交流及び共同学習の推進が明記された。(中学校も同様)

交流及び共同学習は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉え、推進していく必要がある。交流及び共同学習の内容としては、例えば、特別支援学校と小・中学校等が、学校行事やクラブ活動、部活動、自然体験活動、ボランティア活動などを合同で行ったり、文通や作品の交換、コンピュータや情報通信ネットワークを活用してコミュニケーションを深めたりすることなどが考えられる。これらの活動により、各学校全体の教育活動が活性化されるとともに、子供たちが幅広い体験を得、視野を広げることで、豊かな人間形成に資することが期待される。

※31 副籍制度

都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校（地域指定校）に副次的な学籍（副籍）をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度。

※32 小中連携の日

子どもたちの心身の発達段階における学力形成の特質や、生活指導の上での課題が顕在化する時期などを考慮し、義務教育9年間を見通した学習内容や指導方法の在り方を見直すとともに、各学年間や小中学校の円滑な移行に資する取組の更なる充実を図ることを目的として、東久留米市では、年3回「小中連携の日」を指定し、子どもたち同士や教員の交流を行っている。

○ 資料2(東久留米市第3次特別支援教育推進計画(素案)に対するパブリックコメントの募集結果)

1.パブリックコメントの概要

- (1)募集期間 令和6年12月2日(月)から令和6年12月23日(月)まで
- (2)周知方法 「広報ひがしくるめ(12月1日号)」、市ホームページ
- (3)閲覧場所 市政情報コーナー(市役所1階)、指導室(同6階)、
中央・滝山・ひばりが丘・東部の各図書館、市ホームページ
- (4)提出方法 郵送、ファックス、電子メール、指導室窓口
- (5)提出者数 2名
- (6)意見総数 9件(うち、不登校に関する意見2件、教員の就労環境に関する1件)

2.ご意見の概要と教育委員会の考え方

※ 長文のご意見は、趣旨を損なわないよう要約しています。

No	項目	ご意見の概要	ご意見に対する教育委員会の考え方
1	P.9~ 第3章 児童・生徒及び保護者アンケート結果	特別支援学級・教室・通級ともに肯定的な意見が多く、満足度が高い評価結果である。少人数で手厚い指導・教育がなされている成果であり、教員の努力に敬意を表す。	アンケート結果はもとより、市民の皆様のご意見は教員の励みになります。今後も特別支援学級・教室・通級に在籍する児童・生徒及び保護者に寄り添い、教育の充実に努めてまいります。
2	P.11 第3章 児童・生徒及び保護者アンケート結果 問4この学級におねがいしたいこと	特別支援教室及び通級指導学級アンケートにおいて、「かよえる時間をふやしてほしい」と回答した児童・生徒の割合が高い。適正な時間を保障してほしい。	通級による指導の授業時数については、障害の状態に応じて適切な指導及び必要な支援を行う観点から、年間35単位時間から280単位時間まで、学習障及び注意欠陥多動性障害については年間10単位時間から280単位時間までと定められています。そのため、特別支援教室又は通級指導学級の利用に当たっては、当該児童・生徒の特性に基づき、保護者と相談した上で、校長が指導方針等を決定しています。今後も保護者との合意形成を図り、適正な指導時間を確保してまいります。
3	P.16・19・22 教育委員会に期待すること	障害等をもつ子どもたちの保護者は、日常生活の中でも悩み等が多い。「相談体制の充実」や「切れ目のない支援」の充実を求める。	教育相談室では、発達や障害にかかわる相談のほか、不登校、いじめ及び子育ての悩みなど児童・生徒の学校や家庭生活を巡る様々な相談に応じています。今後も、幼児期からの切れ目のない相談支援を推進するとともに、入学後も学校と保護者が密に連携し、関係機関とつながるなど、総合的・専門的な相談体制の充実を図ってまいります。

4	P.19 教育委員会に期待すること	在籍者数が増加していることから、自閉症・情緒障害特別支援学級の設置数や教員数等を充実させてほしい。	自閉症・情緒障害特別支援学級の在籍児童数については、増加傾向にあると認識しています。そのため、小・中学校における自閉症・情緒障害特別支援学級の体制の改善を検討してまいります。なお、教員数については、東京都の規準に準じて、今後も最大数を配置してまいります。
5	P.35 推進プラン3 交流及び共同学習の推進 (3)都立特別支援学校との副籍交流	特別支援学校宛てに案内文を出すなどして、特別支援学校に通う子どもが居住する地域の市立学校の行事等にもっと気軽に参加できるようにしてほしい。	副籍交流の趣旨は、特別支援学校に通う児童・生徒が、居住する地域の区市町村立学校に副次的な籍をもち、直接的又は間接的な交流を通じて、地域とのつながりの維持・継続を図ることです。いただいたご意見は、その趣旨に沿ったものですので、今後も、形式にこだわらず、学校行事や体験的な活動を共に行うなど、個に応じた副籍交流の充実に努めてまいります。
6	P. 35 推進プラン4 多様な教育的ニーズのある児童・生徒への指導力の向上	特別支援教育に携わる教員の専門性を高めるとともに、教室環境についても現場の状況を踏まえて改善してほしい。	児童・生徒の実態に応じて、より適切な指導・支援を行うため、学校全体の教室環境を定期的に見直し、整備に努めます。また、巡回指導教員の連絡会や研修会を行い、教員の指導力向上に努めてまいります。

東久留米市第3次特別支援教育推進計画

令和7年1月

発行 東久留米市教育委員会

編集 東久留米市教育部指導室

〒203-8555 東久留米市本町三丁目3番1号

電話 (042) 470-7781